

保険金請求 に関するお問い合わせ

<おケガ、ご病気、賠償事故、携行品損害等>
まずはご連絡ください! ご病気の場合は30日以内のご一報をお願いいたします。

東京海上日動火災保険



TEL

東京海上日動安心110番

0120-720-110 (受付:24時間 365日)

お手元に団体保険加入者票をご用意ください。

ご連絡いただいた後に、東京海上日動火災保険より「保険金請求書類」を郵送します。

請求書類がお手元に届くまで、2週間程度かかる場合があります。



スマートフォン
(おケガ・
ご病気のみ)

加入者票のこのQRコード*を読み取っていただくと、
加入者証券番号が引き込まれるので便利です!
※事故発生日に相当する保険期間の加入者票QRコードの
読み取りをお願いします。

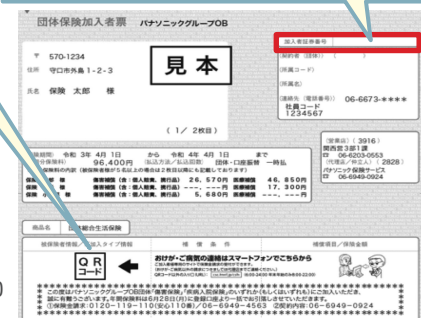
加入者票がお手元にない方は、
右のQRコード*を読み取って
いただくか、以下のURLからも
ご利用が可能です。
▶ csc.tmnf.jp/csfm



(受付:6:00~24:00) ※年末年始 8:00~22:00

*[QRコード]は(株)デンソーウェブの登録商標です。

加入者票番号はこちらに記載がございます



スマートフォンからご報告をいただいた後に東京海上日動火災保険より
保険金請求用のメールが届きます。(書類は届きません)

最短5分程度で完結するスマートフォンでの請求が大変便利です!



ご注意

- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 保険金支払いの対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガや病気の程度が重大となった場合は、当会社はその影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- 保険会社が医師による診断が必要と判断した場合は、保険金請求書と共に、診断書・同意書※のご提出をお願いすることがあります。保険金支払いまでお時間を要する場合がありますが、適切な保険金支払いのため、調査・確認へのご協力をお願いいたします。
- 賠償責任事故について、被保険者(保険の対象となる方)ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただく場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に保険会社にご相談ください。保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

※ケガや病気の内容、状態、事故原因等を確認するために、保険会社より各関係機関に調査依頼を行う場合はご提出をお願いするものです。

この保険はパナソニック株式会社に契約者とし※、団体の構成員等を保険の対象とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者であるパナソニック株式会社が有します。加入者(団体の構成員)さまには保険証券に代わる団体保険加入者票を契約住所宛てに発送させていただきますので、加入内容をご確認ください。疾病入院保険に加入いただいている場合は、〈保険料控除のご案内〉(地震保険料・生命保険料 控除申告用ご通知(兼保険料控除証明書))ハガキを契約住所宛てに発送させていただきます。このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、下記お問い合わせ先までご連絡ください。※事業再編等により契約者が変更となる可能性があります。パナソニック保険サービスは、複数保険会社の商品を取扱う保険代理店です。ご契約等に際して、当社の比較説明・推奨販売方針および所属保険会社等は当社の「保険商品のご案内について」(<https://panasonic.co.jp/pisj/info/info06.php>)をご確認ください。

<取扱代理店> **パナソニック保険サービス株式会社**
〒571-0057 大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階
<引受幹事保険会社> **東京海上日動火災保険株式会社 関西営業第三部営業第一課** TEL.06-6203-0553

この保険は東京海上日動火災保険株式会社に幹事とした共同保険契約です。引受保険会社等については、「重要事項説明書」をご確認ください。ただし、医療補償については、東京海上日動の単独引受けとなります。
■パナソニック保険サービスは引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、パナソニック保険サービスと有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

23T-001268 2023年9月作成

パナソニックグループOB会会員の皆さまへ

パナソニックグループOB団体

令和6年度

更新(一斉募集)

中途加入

傷害保険 疾病入院保険のご案内

(正式名称: 団体総合生活保険)

ケガ

携行品
損害

賠償
事故

傷害保険

団体
割引
等割引

約
59%
※1

病気

疾病入院保険

団体
割引

30%

病気

健康状態等に関する2つのご質問がどちらも「いいえ」の場合にご加入いただけます! ※詳細は19ページ~で参照ください。

更新(一斉募集)

中途加入のお手続きの流れはP2をご確認ください。

保険期間

令和6年4月1日 午後4時から1年間

1

更新(一斉募集)お申込み (加入者さま・OB会会員さま→パナソニック保険サービス)

申込締切日

令和6年1月31日(水) 消印有効

1. 契約内容を昨年のまま更新される場合 → **提出不要**です(自動更新*)
2. 契約内容を変更(新規追加含む)・解約される場合 → 書類(全部数)の提出が必要です

2

団体保険加入者票の発送 (東京海上日動火災保険(株)→加入者さま)

発送時期

令和6年3月下旬頃

3

保険料のお引落し (明治安田収納ビジネスサービス(株)を通じて登録口座より一括でお引落し)

お引落日

令和6年6月27日(木)

4

保険料控除証明書の発送 (東京海上日動火災保険(株)→加入者さま)

発送時期

令和6年9月末頃 ※傷害保険は対象外

*自動更新とは、契約タイプが継続されるもので、補償内容および保険料は毎年更新される度に自動的に読み替えられます。疾病入院保険の保険料は5歳ごとの年齢区分別に定められており、毎年4月1日時点の満年齢に応じて保険料が読み替えられます。

※ 団体割引(30%)、過去の損害率による割引(35%)、大口団体割引(10%)を適用しています。(ただし過去の損害率による割引は天災危険補償保険料には適用されません。また、大口団体割引は天災危険補償および個人賠償責任補償、携行品補償の保険料には適用されません。)

パナソニック保険サービス株式会社 お問い合わせ先

2023年8月より
電話番号が変更
となりました

保険の内容に関するお問い合わせ

保険金請求に関するお問い合わせ

●職域企画部

TEL **0570-087-115**

●CS部

TEL **06-6906-4573**

営業時間: 平日9時~17時30分(土・日・祝日・長期休暇等、当社休業日は除く)

※社会情勢・行政からの要請等により、営業時間が変更になる場合がございますのでご了承ください。

お手続きの流れ

更新（一斉募集）

保険期間

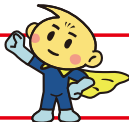
令和6年4月1日 午後4時から1年間

1 一斉募集お申込み（加入者さま・OB会会員さま→パナソニック保険サービス）

申込締切日 令和6年1月31日（水）消印有効

- 1. 契約内容を昨年のまま更新される場合 → 提出不要です（自動更新*）
- 2. 契約内容を変更（新規・追加含む）・解約される場合 → 書類（全部数）の提出が必要です

新たに「疾病入院保険」へ加入される場合、補償を拡大される場合、更新にあたり特定疾病等不担保特約の削除を希望される場合は必ず健康状態等に関する告知が必要となります。



*自動更新とは、契約タイプが継続されるもので、補償内容および保険料は毎年更新される度に自動的に読み替えられます。現在ご加入の方については、上記の申込締切日までにご加入者さまより特約のお申出または保険会社からの連絡がない限り、加入依頼書の印字内容通りに更新されます。疾病入院保険の保険料は5歳ごとの年齢区分別に定められており、毎年4月1日時点の満年齢に応じて保険料が読み替えられます。

2 団体保険加入者票の発送（東京海上日動火災保険（株）→加入者さま）

発送時期 令和6年3月下旬頃

- ・加入者さま宛に、『団体保険加入者票』を東京海上日動火災保険（株）より発送いたします。
- ・お手続き状況により、発送が遅れる場合もございますので予めご了承ください。

3 保険料のお引落し

お引落日 令和6年6月27日（木）

- ・明治安田収納ビジネスサービス（株）を通して、登録口座より一括でお引落しいたします。（分割払はできません）
- ・通帳の摘要欄へは、「MBS.パナホケン」と印字されます。
- ・通帳への印字をもって領収証と代えさせていただきますので、何卒ご了承ください。
- ・登録口座の変更を希望される場合は、パナソニック保険サービスまでご連絡ください。
- ・変更手続きに必要な書類を発送させていただきます。
- ・現金・クレジットカードのお取扱いはできません。

4 保険料控除証明書の発送（東京海上日動火災保険（株）→加入者さま）

発送時期 令和6年9月末頃

- ・「疾病入院保険」の加入者さま宛に、『＜保険料控除のご案内＞ハガキ』を東京海上日動火災保険（株）より発送いたします。
- ・「疾病入院保険」は新契約・介護医療保険料控除の対象となります。
- ・「傷害保険」は平成19年（2007年）より損害保険料控除の対象外となりました。

改定内容のご案内

個人賠償責任補償および携行品補償

●規定改定①

- ・約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、機器を限定列举する方式に変更します。
- ・また、分かりやすさの観点から、仕様（自発的通信機能の有無）により補償対象か否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。
 - 補償対象とする機器：デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機
 - 補償対象外とする機器（従来より補償対象外です）：ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機

●規定改定②

「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。

中途加入

補償期間

申込月の翌月1日午前0時から令和7年4月1日午後4時まで

1 中途加入お申込み

申込締切日 希望加入月の前月20日到着

中途加入用の保険料表は33ページ以降をご参照ください。

2 団体保険加入者票の発送（東京海上日動火災保険（株）→加入者さま）

発送時期 加入月の末頃

- ・加入者さま宛に、『団体保険加入者票』を東京海上日動火災保険（株）より発送いたします。

3 保険料のお引落し

お引落日 加入月の翌々月27日頃

- ・明治安田収納ビジネスサービス（株）を通して、登録口座より一括でお引落しいたします。（分割払はできません）
- ・通帳の摘要欄へは、「MBS.パナホケン」と印字されます。
- ・通帳への印字をもって領収証と代えさせていただきますので、何卒ご了承ください。
- ・現金・クレジットカードのお取扱いはできません。

4 保険料控除証明書の発送（東京海上日動火災保険（株）→加入者さま）

※発送月は中途加入月によって異なります。

4月～8月中途加入の方：令和6年9月末頃／9月中途加入の方：令和6年10月末頃
10月中途加入の方：令和6年11月末頃／11月～3月中途加入の方：令和7年9月末頃

- ・「疾病入院保険」の加入者さま宛に、『＜保険料控除のご案内＞ハガキ』を東京海上日動火災保険（株）より発送いたします。
- ・「疾病入院保険」は新契約・介護医療保険料控除の対象となります。
- ・「傷害保険」は平成19年（2007年）より損害保険料控除の対象外となりました。

商品概要と被保険者の範囲

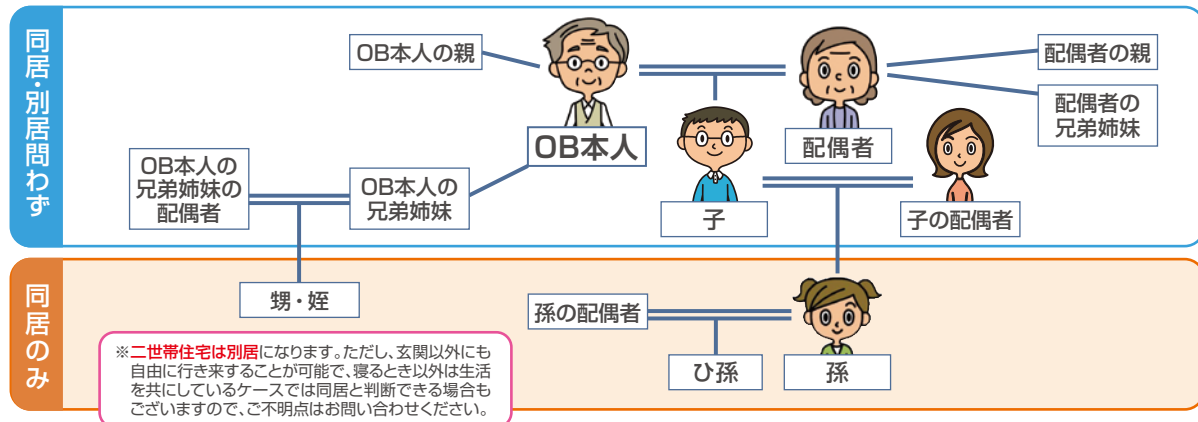
●商品概要（補償の対象）

	タイプ	対象	死亡・後遺障害	通院	入院・手術	放射線治療	先進医療	女性医療	地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ	個人賠償責任	携行品
傷害保険	天災危険補償なし A・Bタイプ	ケガ	○	○	○	×	×※1	×	×	○	○
	天災危険補償あり E・Fタイプ		○	○	○	×	×※1	×	○	○	○
疾病入院保険	標準補償 X・LXタイプ	病気	×	×	○	○※2	○※2	×	×	×	×
	女性医療特約付き補償 W・LWタイプ		×	×	○	○※2	○※2	○※2	×	×	×

※1 先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合は、手術保険金をお支払いします。詳細は、11ページをご覧ください。

※2 ケガによって保険期間中に対象の治療を受けられた場合も、「疾病入院保険」の補償対象となります。

●被保険者本人としてご加入いただける方の範囲（「傷害保険」個人型・「疾病入院保険」）



安心のサービスのご案内

傷害保険・疾病入院保険どちらの加入者さまも対象となります。
「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

サービス対象

傷害保険・疾病入院保険のいずれかに加入いただいている
OBで本人および補償を受けられる方とそのご親族の皆さまです。

ご利用方法

フリーダイヤルに**お電話いただくだけです(無料)**。



※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

介護アシスト

自動セット

受付時間(電話介護相談、各種サービス優待紹介):9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

0120-428-834

お電話にて高齢者の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



インターネット介護情報サービス

情報サイトを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
ホームページアドレス www.kaigonw.ne.jp

電話介護相談

- 社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
- 認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム^{*1}」をご利用いただくことも可能です。

^{*1} お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介^{*2}

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢者の方の生活を支える各種サービスを、優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。^{*3}

※ お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
^{*2} 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
^{*3} サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
 - ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者^{*1}・ご親族^{*2}の方(以下サービス対象者といいます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
 - 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
 - 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
 - メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- ^{*1} 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
^{*2} 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

メディカルアシスト

自動セット

24時間 365日受付^{*1}

0120-708-110



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配^{*2}

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

^{*1} 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
^{*2} 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート

自動セット

受付時間:(いずれも土日、祝日、年末年始を除く)

- 法律相談 10:00~18:00 ○社会保険に関する相談 10:00~18:00
- 税務相談 14:00~16:00 ○暮らしの情報提供 10:00~16:00

0120-285-110

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに
役立つ情報をご提供します。

生活支援サービス

●法律・税務相談^{*1}

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス]
www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

●社会保険に関する相談^{*2}

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

●暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

^{*1} 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
^{*2} 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。



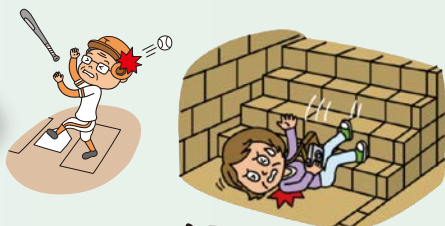
2つの商品のご案内

傷害保険

ケガに関する補償

就業中 OK 国内 OK 海外 OK

- 階段から落ちてケガをしてしまった!
- 自転車で転んでケガをしてしまった!
- 旅行中に段差につまずきケガをしてしまった!
- スポーツ中にケガをしてしまった!



賠償に関する補償

国内 OK 海外 OK

- 自転車運転中に誤って他人にケガをさせてしまった!
- 買い物中に商品を落として壊してしまった!
- 散歩中にペットが他人に噛みつきケガをさせてしまった!



携行品に関する補償

国内 OK 海外 OK

- 旅行中にカメラを落として壊れてしまった!
- 外出中に鞆を盗まれてしまった!



【ご注意ください】

「傷害保険」と「疾病入院保険」は別々の保険商品です。
各商品それぞれにお申込み(ご加入)いただく必要がございます。



P1~
お手続きの流れ
P3~
ご案内

加入・継続年齢 年齢制限なし

傷害保険

死亡・後遺障害

入院

手術・日帰り手術

通院

+

個人賠償責任補償

携行品補償

自動
セット

地震・噴火またはこれらによる
津波によるケガへの補償充実型
天災危険補償あり
(E・F)タイプ

パナファミリー傷害保険
に加入されていた方に
おすすめの商品です!

自転車運転中の賠償事故
やおケガについても、
補償されます!



重要なお知らせ

制度の公平・公正、かつ継続的な安定運営
のため、ご加入された皆様方へのお支払
保険金やその頻度を保険会社含めた関係
者間で個別に確認させていただいており、
お支払いした保険金の累計金額や事故発
生頻度によっては、個別にご連絡をさせて
いただき、補償内容の変更や、場合によっ
てはご加入をお断りさせていただく場合
がございます。

加入・継続年齢 満99歳まで

疾病入院保険

入院・日帰り入院

手術・日帰り手術

放射線治療

+

総合先進医療

総合先進医療 一時金

自動
セット

選べる
充実補償!!

女性の方限定の補償充実型
**女性医療特約付き
補償(W・LW)タイプ**

グループ生命共済
《みんなのそなえ》に加入
の方は健康状態等について
無告知で加入いただけます!

※退職月まで加入されており、退職月の
翌月付で加入される場合に限りです。

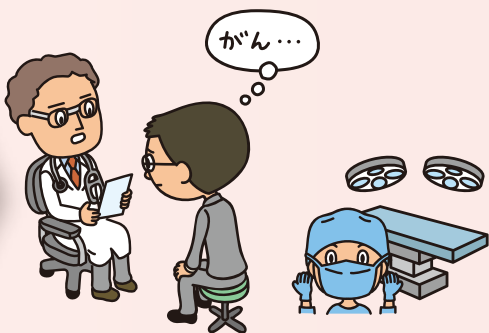
日帰り手術も補償されます!

疾病入院保険

病気に関する補償

国内 OK 海外 OK

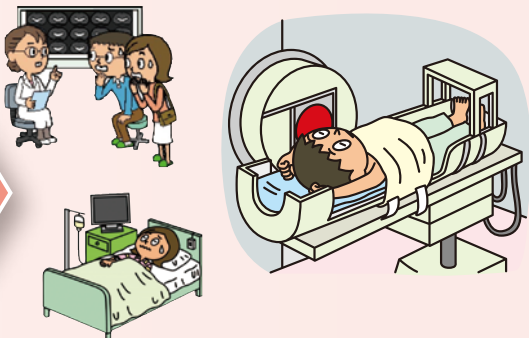
- 大腸ポリープの治療のため、手術を受けることになった!
- ガンの治療のため、入院して手術を受けることになった!
- 白内障の治療のため、日帰り手術をすることになった!



先進医療に関する補償*

国内 OK 海外 一

- 厚生労働省が定める先進医療を受けることになった!
- ※詳細はP.25「総合先進医療特約」、P.26「先進医療について」を
ご確認ください。



選べる
充実補償!!

女性の方限定の補償充実型
**女性医療特約付き
補償(W・LW)タイプ**

グループ生命共済
《みんなのそなえ》に加入
の方は健康状態等について
無告知で加入いただけます!

※退職月まで加入されており、退職月の
翌月付で加入される場合に限りです。

日帰り手術も補償されます!



加入・更新資格

	加入・更新資格					
	OB会在籍		OB会脱退(注1)		OBご本人の死亡	
	傷害保険	疾病入院保険	傷害保険	疾病入院保険	傷害保険	疾病入院保険
OBご本人	○	○	×	×		
配偶者*	○	○	×	×	●(注2)	●(注2)
お子様・兄弟姉妹・ご両親	○	○	×	×	▲(注4)	×(注3)
同居のご家族	○	○	×	×	▲(注4)	×(注3)

※海外永住される方は加入いただけません。海外永住とは保険期間中の生活拠点が海外にある場合や帰国予定がない場合等を示します。

(注1) OBご本人のOB会脱退の場合は、翌年
度から加入・継続いただけません。

(注2) OBご本人が亡くなられた場合でも、配
偶者*が加入済みであれば、翌年度以降
も継続いただけます。

(注3) OBご本人が亡くなられた場合、お子様・
兄弟姉妹・ご両親・同居のご家族につ
きましては、翌年度から加入・継続いた
だけません。

(注4) OBご本人が亡くなられた場合でも、配
偶者*が加入済みであれば、お子様・兄
弟姉妹・ご両親・同居のご家族につ
きまして、翌年度以降も継続いただけます。

※加入者は配偶者*に限りです。

2018年4月からOBご本人が亡くなられた場合でも、配偶者*の傷害保険について、
配偶者*の方を加入者にすることで、翌年度以降も継続いただけるようになりました。
また、配偶者*の方が傷害保険に加入されている場合に限り、その他の方(お子様・兄弟
姉妹・ご両親・同居のご家族)の傷害保険についても、翌年度以降も継続いただけます。

*配偶者とは、法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方
および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含み
ます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に
限ります。(婚姻とは異なります。)

a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

P7~
補償内容

P9~
補償額と
保険料

P9~
加入できる方
の範囲

P11~
補償の概要

P13~
補償内容

P15~
補償額と
加入できる方
の範囲

P17~
保険料

P19~
[重要]
健康状態等
に関する質問

P23~
告知の大切さ
について

P25~
補償の概要

P27
女性疾病等
の一例

P28~
重要事項説明書
P32
個人情報の取扱い

P33~
中途加入用
保険料表

P39~
用語集
P41~
Q & A

ケガ 賠償 携行品 傷害保険

団体総合生活保険傷害補償・個人賠償責任補償・携行品補償

急激かつ偶然な外来の事故によるケガや、法律上の賠償責任事故や携行品に関する損害を補償する保険です。

保険金をお支払いする主な場合、**保険金をお支払いしない主な場合**についてはP11～P12をご覧ください。

就業中 OK 国内 OK 海外 OK

ケガに関する補償

- 階段から落ちてケガをしてしまった!
- 自転車で転んでケガをしてしまった!
- 旅行中に段差につまずきケガをしてしまった!
- スポーツ中にケガをしてしまった!



国内 OK 海外 OK

賠償に関する補償

- 自転車運転中に誤って他人にケガをさせてしまった!
- 買い物中に商品を落として壊してしまった!
- 散歩中にペットが他人に噛みつきケガをさせてしまった!



国内 OK 海外 OK

携行品に関する補償

- 旅行中にカメラを落として壊れてしまった!
- 外出中に鞆を盗まれてしまった!



国内 OK 海外 OK

地震・噴火またはこれらによる津波によるケガへの補償

- 地震の揺れが原因で転倒し、ケガをしてしまった!
- 地震の揺れが原因で頭上の荷物が落下してきたためケガをしてしまった!



年齢に関係なく加入いただけます

天災危険補償なし(A・B)タイプ

死亡・後遺障害

- 事故の日から180日以内にケガが原因で死亡された場合に、保険金をお支払いします
- 事故の日から180日以内にケガが原因で身体に後遺障害が生じた場合に、程度に応じて**死亡保険金額の4%～100%**を保険金としてお支払いします

入院

- 事故の日から180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数を乗じた額を保険金としてお支払いします
- 入院1日目から保険金をお支払いします
- 1事故については、**180日がお支払いの限度**となります

手術・日帰り手術

- 治療を目的とした手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします
- 事故の日から180日以内に受けた手術に限り、1事故について、1回の手術保険金をお支払いします
- 入院中の手術の場合は入院保険金日額の10倍、入院中以外(外来)の場合は入院保険金日額の5倍の金額を保険金としてお支払いします(傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。)

通院

- 事故の日から180日以内にケガが原因で通院された場合に、保険金をお支払いします
- 通院1日目から保険金をお支払いします
- 1事故については、**30日がお支払いの限度**となります



自動セット

個人賠償責任補償

- 国内外において、日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)を国内外で壊してしまったり盗まれてしまったとき等、**法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします**
- 1事故におけるお客様の免責金額(自己負担)はございません
- 原則として、東京海上日動が示談交渉を行います(国内の事故に限りです)
- 受託品に含まれないものもございます。詳細は12ページをご覧ください。



自動セット

携行品補償

- 国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
- 1事故におけるお客様の免責金額(自己負担)は5,000円です
- 保険期間(1年間)を通じて、**10万円を限度に保険金をお支払いします**
- 補償の対象とならないものもございます。詳細は12ページをご覧ください。



選べる充実補償!!

上記の補償に加えて、
地震・噴火、またはこれらによる津波によるケガについても保険金をお支払いします



天災危険補償あり(E・F)タイプ

病気に関する補償については、P13～P27
「疾病入院保険」のページをご覧ください。

ケガ

賠償事故

携行品損害

傷害保険

団体総合生活保険傷害補償・個人賠償責任補償・携行品補償

個人補償



補償額(保険金額)と年間保険料

加入できる方(被保険者本人としてご加入いただける方)の範囲		年齢に関係なく加入いただけます					
	OB本人	配偶者*1	OB本人および配偶者*1の子・子の配偶者*1	OB本人および配偶者*1の親	OB本人および配偶者*1の兄弟姉妹	孫	左記以外の親族*2
OB本人と同居	○	○	○	○	○	○	○
OB本人と別居	○	○	○	○	○	×	×

補償対象となる方の範囲	
ケガ・携行品損害	被保険者本人
個人賠償責任補償	被保険者本人 被保険者本人の配偶者*1 被保険者本人または配偶者*1の同居の親族*4 被保険者本人または配偶者*1の別居の未婚の子*3

■補償の対象となる方ご本人(加入依頼書に「保険の対象となる方[被保険者様]」として記載された方をいいます。)(未成年者または補償の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者や法定の監督義務者、監督義務者に代わって監督する者(未成年または責任無能力者の親族に限る。))も補償の対象となります。(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)
(注)続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

天災危険補償なし(A)タイプ



タイプ	A1	A2	A3	A4	A5
年間保険料	6,980円	12,270円	15,980円	19,760円	23,890円
死亡された場合	80万円	300万円	600万円	800万円	1,000万円
後遺障害が残った場合(後遺障害の程度に応じて)	3.2万円~80万円	12万円~300万円	24万円~600万円	32万円~800万円	40万円~1,000万円
入院(1日につき)	6,000円	12,000円	15,000円	17,000円	20,000円
通院(1日につき)	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円	10,000円
手術された場合(手術の条件に応じて)	3万円・6万円	6万円・12万円	7.5万円・15万円	8.5万円・17万円	10万円・20万円
個人賠償責任補償	無制限(国外は1億円)				
携行品補償	10万円(免責金額5,000円)				

選べる充実補償		天災危険補償あり(E)タイプ				地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します	
タイプ	E1	E2	E3	E4	E5		
年間保険料	8,670円	15,370円	20,180円	24,880円	30,810円		
死亡された場合	160万円	400万円	700万円	900万円	1,200万円		
後遺障害が残った場合(後遺障害の程度に応じて)	6.4万円~160万円	16万円~400万円	28万円~700万円	36万円~900万円	48万円~1,200万円		
入院(1日につき)	6,000円	12,000円	15,000円	17,000円	20,000円		
通院(1日につき)	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円	10,000円		
手術された場合(手術の条件に応じて)	3万円・6万円	6万円・12万円	7.5万円・15万円	8.5万円・17万円	10万円・20万円		
個人賠償責任補償	無制限(国外は1億円)						
携行品補償	10万円(免責金額5,000円)						

*1 配偶者の定義については、P6枠内をご確認ください。 *2 親族とは、OBご本人の6親等内の血族、または3親等内の姻族をいいます。(配偶者を含みません) *3 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。 *4 親族とは、被保険者本人または配偶者の6親等内の血族、または3親等内の姻族を言います。

夫婦補償



補償額(保険金額)と年間保険料

加入できる方（被保険者本人としてご加入いただける方）の範囲		年齢に関係なく加入いただけます					
OB本人(配偶者*1は無記名で補償されます。)							
※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。							

補償対象となる方の範囲	
ケガ・携行品損害	被保険者本人 被保険者本人の配偶者*1
個人賠償責任補償	被保険者本人 被保険者本人の配偶者*1 被保険者本人または配偶者*1の同居の親族*4 被保険者本人または配偶者*1の別居の未婚の子*3

■補償の対象となる方ご本人(加入依頼書に「保険の対象となる方[被保険者様]」として記載された方をいいます。)(未成年者または補償の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者や法定の監督義務者、監督義務者に代わって監督する者(未成年または責任無能力者の親族に限る。))も補償の対象となります。(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)
(注)続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

天災危険補償なし(B)タイプ



タイプ	B1	B2	B3	B4	B5
年間保険料	12,880円	22,320円	29,020円	36,970円	44,550円
死亡された場合	200万円	400万円	700万円	1,000万円	1,200万円
後遺障害が残った場合(後遺障害の程度に応じて)	8万円~200万円	16万円~400万円	28万円~700万円	40万円~1,000万円	48万円~1,200万円
入院(1日につき)	6,000円	12,000円	15,000円	17,000円	20,000円
通院(1日につき)	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円	10,000円
手術された場合(手術の条件に応じて)	3万円・6万円	6万円・12万円	7.5万円・15万円	8.5万円・17万円	10万円・20万円
個人賠償責任補償	無制限(国外は1億円)				
携行品補償	10万円(免責金額5,000円)				

選べる充実補償		天災危険補償あり(F)タイプ				地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します	
タイプ	F1	F2	F3	F4	F5		
年間保険料	17,080円	30,440円	39,370円	49,690円	60,770円		
死亡された場合	300万円	600万円	900万円	1,200万円	1,500万円		
後遺障害が残った場合(後遺障害の程度に応じて)	12万円~300万円	24万円~600万円	36万円~900万円	48万円~1,200万円	60万円~1,500万円		
入院(1日につき)	6,000円	12,000円	15,000円	17,000円	20,000円		
通院(1日につき)	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円	10,000円		
手術された場合(手術の条件に応じて)	3万円・6万円	6万円・12万円	7.5万円・15万円	8.5万円・17万円	10万円・20万円		
個人賠償責任補償	無制限(国外は1億円)						
携行品補償	10万円(免責金額5,000円)						

傷害保険（団体総合生活保険）補償の概要

加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。加入のタイプの詳細については、P9～P10の「補償額（保険金額）と年間保険料」をご確認ください。

保険の対象となる方またはそのご家族が、すでに他の保険で同種の保険商品（主に個人賠償責任補償・携行品補償等）を契約されている場合には、補償が重複し、保険料のお支払いが過多となる場合があります。加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

傷害保険を解約される場合、賠償責任補償（自転車事故の際の相手への補償等）・携行品補償も解約となりますので、ご注意ください。

【傷害保険】「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 詳細については、P.39『傷害（ケガ）』をご確認ください。

補償項目		保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合																															
死亡・ 後遺障害 保険金	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。		●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ●保険の対象となる方の闘争行為（ケンカ）、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ●無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ●自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー・搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートテスター（テストライダーをいいます）、オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等																															
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。保険金は、東京海上日動が身体の障害の程度に応じて、後遺障害に相当すると認めた金額をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※後遺障害等級ごとの保険金の支払割合は、下表の通りです。																																	
		<table><tr><th>後遺障害の等級</th><th>保険金の支払割合</th><th>後遺障害の等級</th><th>保険金の支払割合</th></tr><tr><td>第1級</td><td>100%</td><td>第8級</td><td>34%</td></tr><tr><td>第2級</td><td>89%</td><td>第9級</td><td>26%</td></tr><tr><td>第3級</td><td>78%</td><td>第10級</td><td>20%</td></tr><tr><td>第4級</td><td>69%</td><td>第11級</td><td>15%</td></tr><tr><td>第5級</td><td>59%</td><td>第12級</td><td>10%</td></tr><tr><td>第6級</td><td>50%</td><td>第13級</td><td>7%</td></tr><tr><td>第7級</td><td>42%</td><td>第14級</td><td>4%</td></tr></table>	後遺障害の等級	保険金の支払割合	後遺障害の等級	保険金の支払割合	第1級	100%	第8級	34%	第2級	89%	第9級	26%	第3級	78%	第10級	20%	第4級	69%	第11級	15%	第5級	59%	第12級	10%	第6級	50%	第13級	7%	第7級	42%	第14級	4%	
後遺障害の等級	保険金の支払割合	後遺障害の等級	保険金の支払割合																																
第1級	100%	第8級	34%																																
第2級	89%	第9級	26%																																
第3級	78%	第10級	20%																																
第4級	69%	第11級	15%																																
第5級	59%	第12級	10%																																
第6級	50%	第13級	7%																																
第7級	42%	第14級	4%																																
傷害 補償 基本特約 （国内 外補償）	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。																																	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします。 <table><tr><th rowspan="2">お支払額</th><th>入院中</th><th>入院保険金日額の10倍</th></tr><tr><th>入院中以外</th><th>入院保険金日額の5倍</th></tr></table> ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限りします。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限りします。*3 *1 傷の処置（創傷処理、縫合処置等）や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りします。）をいいます。（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。		お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍	入院中以外	入院保険金日額の5倍																											
お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍																																	
	入院中以外	入院保険金日額の5倍																																	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます）された場合に、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について30日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により下記①～④のいずれかに掲げる部位にギプス等*を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。ただし、診断書に下記のいずれかに該当する部位にギプス等*の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギプス等*の装着に関する記載がなされている場合に限りします。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。 ①長管骨（※1）または脊柱 ②長管骨（※1）に接続する上肢または下肢の三大関節部分（※2）																																	

③肋骨または胸骨（※3） ④顎骨または顎関節（※4）
※1 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。 ※2 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。 ※3 体幹部を固定した場合に限りします。 ※4 線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りします。 * ギプス等とは、ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
●日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
●保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
●電車等*1を運行不能にさせた場合
●国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

- *1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
- *2 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物	等
---	---

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合、損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
※以下のものは補償の対象となりません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物	等
--	---

- ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害
- 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
 - ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
 - ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
 - ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
 - ・受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
 - ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
 - ・受託品の電氣的または機械的事故
 - ・受託品の置き忘れまたは紛失*4
 - ・詐欺または横領
 - ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
 - ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊等

- *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
- *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
- *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
- *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

- ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等のご故意または重大な過失によって生じた損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- 無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
- 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
- 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
- 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- 電氣的または機械的事故に起因する損害
- 保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害
- 詐欺または横領に起因する損害
- 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
- 保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害
- 等

- *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

病気 疾病入院保険

団体総合生活保険医療補償（総合先進医療特約・女性医療特約付帯）

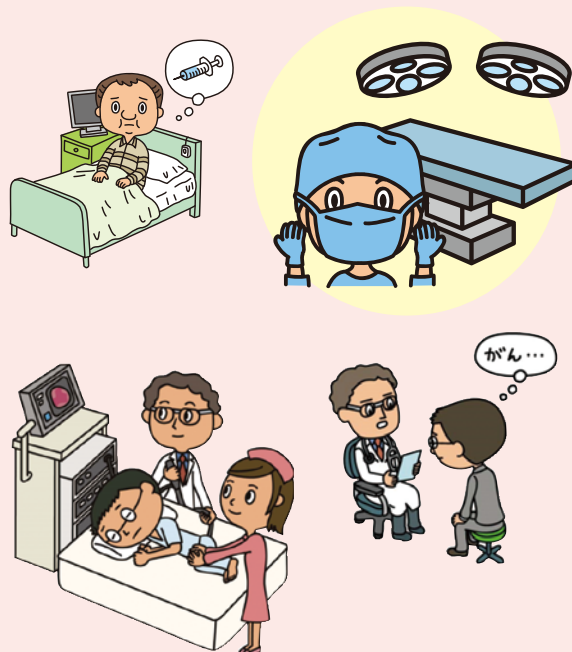
病気による入院や手術、病気やケガによる放射線治療・先進医療に備える保険です。

保険金をお支払いする主な場合、**保険金をお支払いしない主な場合**についてはP25～P26をご覧ください。

国内 OK 海外 OK

病気に関する補償

- 大腸ポリープの治療のため、手術を受けることになった！
- ガンの治療のため、入院して手術を受けることになった！
- 白内障の治療のため、日帰り手術することになった！

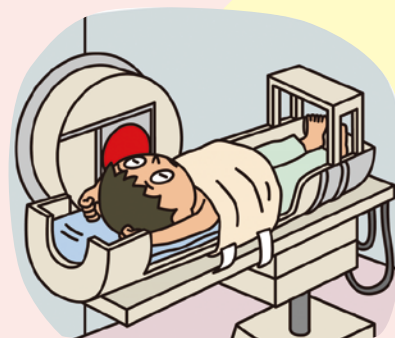


国内 OK 海外 ー

先進医療に関する補償*

- 厚生労働省が定める先進医療を受けることになった！

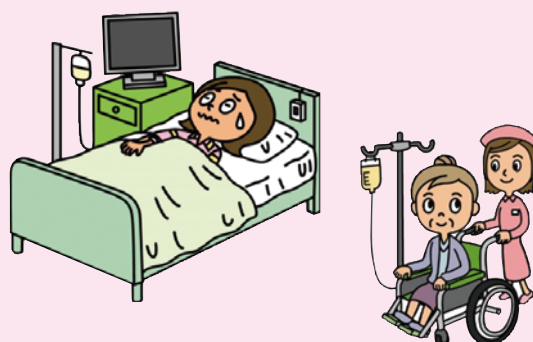
※詳細はP.25「総合先進医療特約」、P.26「先進医療について」をご確認ください。



国内 OK 海外 OK

女性の方限定の上乗せ補償

- 乳ガンの治療のため、入院して手術を受けることになった！



ご注意

疾病入院保険には、通院・死亡の補償はございません。

満99歳まで加入・継続いただけます

新規加入時には、健康状態等の告知が必要です

標準補償
入院60日タイプ(X)

入院(60日)・日帰り入院

- 病気の治療のために入院を開始した場合に、保険金をお支払いします
- 入院1日目から保険金をお支払いします
- 日帰り入院の場合も、保険金をお支払いします
- 1回の入院について、最長60日まで保険金をお支払いします

標準補償
入院120日タイプ(LX)

入院(120日)・日帰り入院

- 病気の治療のために入院を開始した場合に、保険金をお支払いします
- 入院1日目から保険金をお支払いします
- 日帰り入院の場合も、保険金をお支払いします
- 1回の入院について、最長120日まで保険金をお支払いします

手術・日帰り手術

- 治療を目的とした手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします
- 入院中の手術の場合は入院保険金日額の10倍、入院中以外(外来)の場合は入院保険金日額の5倍の金額を、保険金としてお支払いします
(傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。)

放射線治療

- 治療を目的とした放射線治療を受けられた場合に、入院保険金日額の10倍の金額を保険金としてお支払いします
(血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。)



自動セット

総合先進医療

- 先進医療技術による治療を受けられた場合に、先進医療に係る技術料について保険金をお支払いします
- 保険期間(1年間)を通じて、500万円を限度に保険金をお支払いします

総合先進医療 一時金

- 総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けた場合に、一時金として保険金10万円をお支払いします
- 保険期間(1年間)を通じて、1回に限り保険金をお支払いします



選べる充実補償!!

上記の補償内容に加えて、

- 一般的に女性が罹患しやすいとされる所定の病気(女性疾病等)の治療のために入院を開始した場合に、保険金をお支払いします
- 所定の手術を受けられた場合に、女性入院保険金日額の20倍または40倍の金額を保険金としてお支払いします



女性医療特約付き補償
入院60日タイプ(W)

女性医療特約付き補償
入院120日タイプ(LW)

P1～
お手続きの流れ 共通

P3～
ご案内

P7～
補償内容

P9～
補償額と
保険料

P9～
加入できる方
の範囲

P11～
補償の概要

P13～
補償内容

P15～
補償額と
加入できる方
の範囲

P17～
保険料

P19～
[重要]
健康状態等
に関するご質問

P23～
告知の大切さ
について

P25～
補償の概要

P27
女性疾病等
の一例

P28～
重要事項説明書 共通

P32
個人情報の取扱い

P33～
中途加入用
保険料表 中途加入

P39～
用語集 共通

P41～
Q & A 共通

ケガに関する補償については、P7～P12「(傷害保険)のページ」をご覧ください。

病気

疾病入院保険

団体総合生活保険医療補償（総合先進医療特約・女性医療特約）

加入できる方（被保険者本人としてご加入いただける方）の範囲

	OB本人	配偶者*1	OB本人 および配偶者*1の 子・子の配偶者*1	OB本人 および 配偶者*1の親	OB本人 および配偶者*1 の兄弟姉妹	孫	左記以外の 親族*2
OB本人と同居	○	○	○	○	○	○	○
OB本人と別居	○	○	○	○	○	×	×

令和6年4月1日時点で、満5歳以上満99歳以下の方に限ります。

*1 配偶者の定義については、P6枠内をご確認ください。
*2 親族とは、OB本人の6親等内の血族、または3親等内の姻族をいいます。（配偶者を含みません）

補償対象となる方の範囲

被保険者本人

※疾病入院保険に夫婦タイプの補償はございません。

入院
60日
タイプ

タイプ名		標準補償(X)タイプ 補償額（保険金額）			女性医療特約付き補償(W)タイプ 補償額（保険金額）			
		男性・女性いずれの方も加入いただけます			女性のみ加入いただけます			
タイプ名		X1	X2	X3	W1	W2	W3	
入院日数*1	病気	60日			60日			
保険金額	入院（1日につき）*1	病気	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円
	手術された場合 （手術の条件に応じて 1回のお支払い）	病気	入院中の手術： 3万円 外来の手術： 1.5万円	入院中の手術： 6万円 外来の手術： 3万円	入院中の手術： 9万円 外来の手術： 4.5万円	入院中の手術： 3万円 外来の手術： 1.5万円	入院中の手術： 6万円 外来の手術： 3万円	入院中の手術： 9万円 外来の手術： 4.5万円
	放射線治療を 受けられた場合*2	病気・ケガ	3万円	6万円	9万円	3万円	6万円	9万円
	先進医療技術による 治療を受けられた 場合*3	病気・ケガ	500万円			500万円		
	総合先進医療基本保険金 が支払われる先進医療を 受けた場合 一時金*4	病気・ケガ	10万円			10万円		
	女性医療特約 女性入院保険金 （1日につき）*5	病気				3,000円	6,000円	9,000円
		病気・ケガ				6万円 または 12万円	12万円 または 24万円	18万円 または 36万円

※1 1回の入院については、P24をご確認ください。

※3 保険期間（1年間）を通じ500万円の支払いを限度とします。

※5 対象となる病気はP27をご確認ください。

※2 60日間に1回の支払いを限度とします。

※4 保険期間（1年間）を通じ1回に限りします。

※6 対象となる手術はP26をご確認ください。

重 要

疾病入院保険に加入される方、補償を変更される方は「健康状態の告知が必要となる場合」をご確認ください。

更新（一斉募集）

パンフレット P19～P20

中途加入

パンフレット P21～P22

●告知の結果によってはお引き受けできない場合がございます。

●疾病入院保険の保険料は、毎年更新されるごとに、自動的に読み替えられます。
（保険料は5歳ごとの年齢区分別に定められており、毎年4月1日時点での満年齢に応じた保険料へ自動的に読み替えられます。）

●標準補償(X、LX)タイプ・女性医療特約付き補償(W、LW)タイプのいずれか1口のみ加入いただくことができます。

入院
120日
タイプ

タイプ名		標準補償(LX)タイプ 補償額（保険金額）			女性医療特約付き補償(LW)タイプ 補償額（保険金額）			
		男性・女性いずれの方も加入いただけます			女性のみ加入いただけます			
タイプ名		LX1	LX2	LX3	LW1	LW2	LW3	
入院日数*1	病気	120日			120日			
保険金額	入院（1日につき）*1	病気	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円
	手術された場合 （手術の条件に応じて 1回のお支払い）	病気	入院中の手術： 3万円 外来の手術： 1.5万円	入院中の手術： 6万円 外来の手術： 3万円	入院中の手術： 9万円 外来の手術： 4.5万円	入院中の手術： 3万円 外来の手術： 1.5万円	入院中の手術： 6万円 外来の手術： 3万円	入院中の手術： 9万円 外来の手術： 4.5万円
	放射線治療を 受けられた場合*2	病気・ケガ	3万円	6万円	9万円	3万円	6万円	9万円
	先進医療技術による 治療を受けられた 場合*3	病気・ケガ	500万円			500万円		
	総合先進医療基本保険金 が支払われる先進医療を 受けた場合 一時金*4	病気・ケガ	10万円			10万円		
	女性医療特約 女性入院保険金 （1日につき）*5	病気				3,000円	6,000円	9,000円
		病気・ケガ				6万円 または 12万円	12万円 または 24万円	18万円 または 36万円

※1 1回の入院については、P24をご確認ください。

※3 保険期間（1年間）を通じ500万円の支払いを限度とします。

※5 対象となる病気はP27をご確認ください。

※2 120日間に1回の支払いを限度とします。

※4 保険期間（1年間）を通じ1回に限りします。

※6 対象となる手術はP26をご確認ください。

年間保険料

入院 60 日タイプ

令和6年 4月1日時点 の満年齢	標準補償 (X)タイプ			女性医療特約付き補償 (W)タイプ		
	X1	X2	X3	W1	W2	W3
95～99 歳	45,870 円	91,150 円	136,430 円	77,200 円	153,800 円	230,410 円
90～94 歳	41,040 円	81,490 円	121,950 円	70,460 円	140,330 円	210,210 円
85～89 歳	36,490 円	72,380 円	108,280 円	63,280 円	125,960 円	188,650 円
80～84 歳	36,280 円	71,970 円	107,650 円	59,910 円	119,240 円	178,550 円
75～79 歳	29,520 円	58,450 円	87,380 円	48,970 円	97,350 円	145,730 円
70～74 歳	23,720 円	46,850 円	69,980 円	37,710 円	74,820 円	111,940 円
65～69 歳	17,300 円	34,020 円	50,730 円	26,240 円	51,910 円	77,560 円
60～64 歳	12,870 円	25,150 円	37,440 円	19,230 円	37,860 円	56,510 円
55～59 歳	9,210 円	17,830 円	26,460 円	13,950 円	27,300 円	40,670 円
50～54 歳	6,760 円	12,930 円	19,100 円	10,260 円	19,920 円	29,590 円
45～49 歳	5,340 円	10,080 円	14,830 円	8,130 円	15,660 円	23,200 円
40～44 歳	4,190 円	7,800 円	11,400 円	6,460 円	12,330 円	18,200 円
35～39 歳	3,910 円	7,230 円	10,540 円	6,230 円	11,870 円	17,510 円
30～34 歳	3,680 円	6,780 円	9,870 円	6,490 円	12,390 円	18,290 円
25～29 歳	3,550 円	6,510 円	9,460 円	5,990 円	11,390 円	16,780 円
20～24 歳	3,310 円	6,020 円	8,740 円	4,890 円	9,180 円	13,470 円
15～19 歳	2,400 円	4,210 円	6,020 円	3,150 円	5,720 円	8,280 円
10～14 歳	2,180 円	3,760 円	5,350 円	2,680 円	4,760 円	6,840 円
5 ～ 9 歳	2,350 円	4,120 円	5,880 円	2,840 円	5,090 円	7,340 円

●疾病入院保険の保険料は、毎年更新されるごとに、自動的に読み替えられます。
(保険料は5歳ごとの年齢区分別に定められており、毎年4月1日時点での満年齢に応じた保険料へ自動的に読み替えられます。)

入院 120 日タイプ

令和6年 4月1日時点 の満年齢	標準補償 (LX)タイプ			女性医療特約付き補償 (LW)タイプ		
	LX1	LX2	LX3	LW1	LW2	LW3
95～99 歳	57,260 円	113,920 円	170,590 円	107,350 円	214,110 円	320,870 円
90～94 歳	50,980 円	101,370 円	151,750 円	95,050 円	189,510 円	283,960 円
85～89 歳	45,120 円	89,650 円	134,190 円	83,090 円	165,580 円	248,090 円
80～84 歳	43,140 円	85,680 円	128,230 円	74,870 円	149,140 円	223,410 円
75～79 歳	33,840 円	67,090 円	100,350 円	58,700 円	116,810 円	174,930 円
70～74 歳	26,770 円	52,960 円	79,140 円	43,910 円	87,240 円	130,570 円
65～69 歳	19,410 円	38,220 円	57,040 円	30,190 円	59,770 円	89,370 円
60～64 歳	14,350 円	28,110 円	41,860 円	21,840 円	43,080 円	64,320 円
55～59 歳	10,240 円	19,880 円	29,530 円	15,710 円	30,820 円	45,940 円
50～54 歳	7,450 円	14,310 円	21,160 円	11,430 円	22,260 円	33,090 円
45～49 歳	5,860 円	11,120 円	16,390 円	8,970 円	17,340 円	25,710 円
40～44 歳	4,540 円	8,490 円	12,440 円	6,980 円	13,360 円	19,750 円
35～39 歳	4,140 円	7,680 円	11,230 円	6,580 円	12,550 円	18,540 円
30～34 歳	3,830 円	7,070 円	10,310 円	6,720 円	12,850 円	18,980 円
25～29 歳	3,680 円	6,770 円	9,860 円	6,160 円	11,730 円	17,300 円
20～24 歳	3,470 円	6,350 円	9,230 円	5,050 円	9,510 円	13,960 円
15～19 歳	2,560 円	4,520 円	6,490 円	3,310 円	6,030 円	8,750 円
10～14 歳	2,260 円	3,930 円	5,600 円	2,760 円	4,930 円	7,090 円
5 ～ 9 歳	2,440 円	4,290 円	6,140 円	2,930 円	5,260 円	7,600 円

●疾病入院保険の保険料は、毎年更新されるごとに、自動的に読み替えられます。
(保険料は5歳ごとの年齢区分別に定められており、毎年4月1日時点での満年齢に応じた保険料へ自動的に読み替えられます。)

更新（一斉募集）

新規加入／補償を増やす

健康状態等の告知が**必要**です

補償を減らす／変更なし／解約

健康状態等の告知は**不要**です

※補償を変更する場合は、19ページ下段の表にて健康状態等の告知の要否をご確認ください。

疾病入院保険

今年度（令和6年度）の健康状態等告知に関するご質問

質問①

●告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または入院が手術をすすめられていますか。

あり

なし

質問②

●告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。

あり

なし

お引受けできます。

申し訳ございませんが、お引受けできません。
※質問①・②のご回答が「あり」となる場合補償タイプの変更・増額はお引受けできませんが、現在加入いただいている補償タイプはそのまま更新いただくことが可能です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入ください。告知の内容が正しくない場合には、加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。***

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方で自身がご記入ください。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

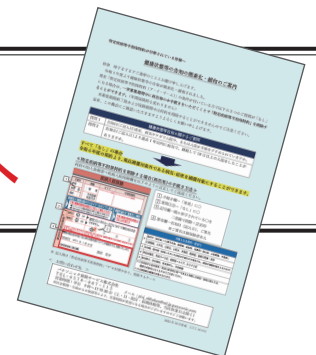
○…告知必要 ×…告知不要

疾病入院保険		変更後のタイプ											
		X1	X2	X3	W1	W2	W3	LX1	LX2	LX3	LW1	LW2	LW3
現在のご加入タイプ	X1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	X2	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	X3	×	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	W1	×	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	W2	×	×	○	×		○	○	○	○	○	○	○
	W3	×	×	×	×	×		○	○	○	○	○	○
	LX1	×	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	LX2	×	×	○	○	○	○	×		○	○	○	○
	LX3	×	×	×	○	○	○	×	×		○	○	○
	LW1	×	○	○	×	○	○	×	○	○		○	○
	LW2	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×		○
	LW3	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

重要

「健康状態の簡素化・緩和のご案内」（水色の用紙）が同封されていたお客様へ

※水色の用紙が入っていない方は対象外です



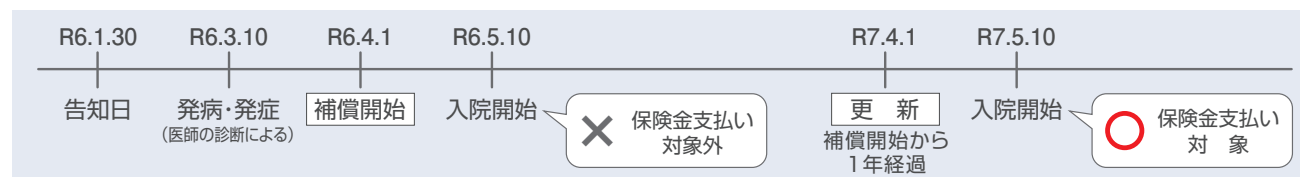
左ページの『今年度（令和6年度）の健康状態等告知に関するご質問』が『なし』となる場合、再告知いただければ特定疾病等不担保特約を削除することが可能です！
現在特定疾病等不担保特約が付帯されている場合には、手続き方法を記載したご案内を同封しておりますので、必ずご確認ください。

※募集期間終了後および保険期間中は削除することができません。

ご注意いただきたいこと

始期前発病について

- ◆新規加入時もしくは補償拡大時の補償開始日（保険始期日）において、すでに発病している病気・症状については保険金をお支払いできません。
- ◆ただし、新規加入時もしくは補償拡大時の補償開始日から1年を経過した後に発生した（補償開始日に既に発病している）病気・症状についての入院・手術等の場合は保険金をお支払いできます。



補償開始日時点ですでに発病しているか否かは、医師の診断内容によって判断させていただきます。
具体的に下記に該当する場合等では、保険金をお支払いできない可能性がありますのでご注意ください。

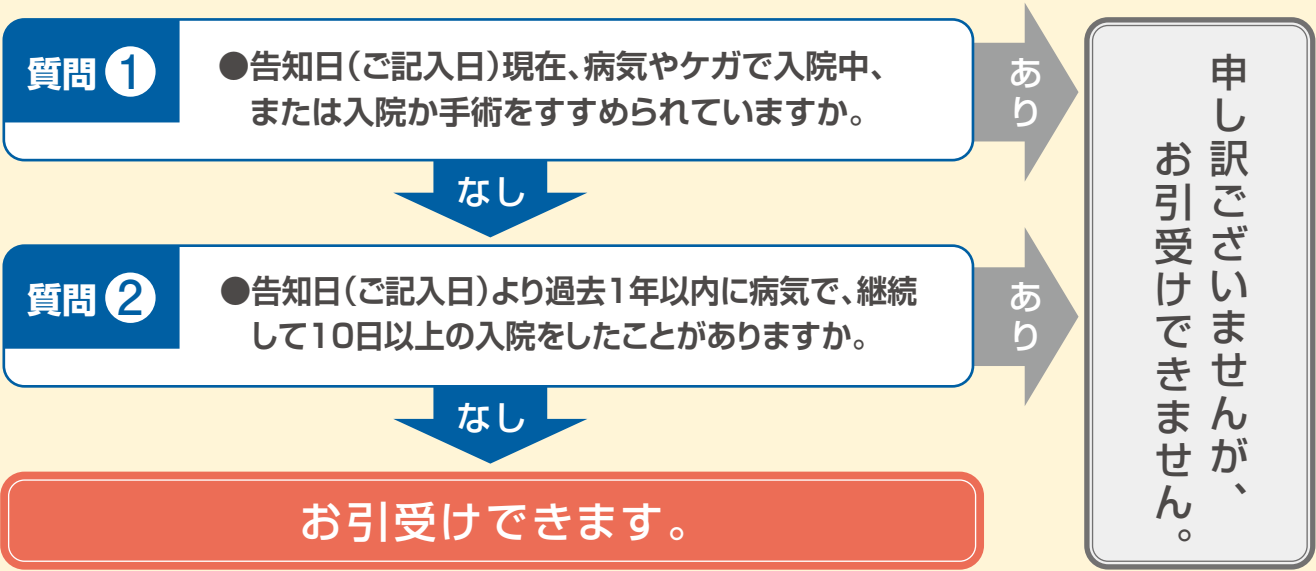
- ① 補償開始日前に受療歴や症状、検査異常、経過観察、服用がある場合
- ② 補償開始日前に身体に生じた異常（症状）についての自覚または認識がある場合

中途加入

新規ご加入いただく際は、「健康状態等告知に関するご質問」へのご回答が必要です。

疾病入院保険

今年度（令和6年度）の健康状態等告知に関するご質問

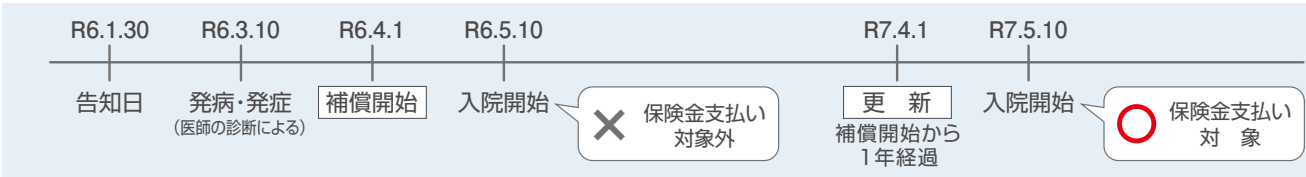


告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入**ください。**告知の内容が正しくない場合には**、加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。
*ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方で自身がご記入ください。

ご注意ください

始期前発病について

- ◆**新規加入時の補償開始日（保険始期日）において、すでに発病している病気・症状については保険金をお支払いできません。**
- ◆退職時までグループ生命共済に加入され、退職の翌月付でこの保険に健康状態等告知に関するご質問を無告知で加入される方についても、この保険に加入された際の補償開始日にすでに発病している病気・症状については保険金をお支払いできません。
- ◆**ただし、新規加入時の補償開始日から1年を経過した後に発生した（補償開始日に既に発病している）病気・症状についての入院・手術等の場合は保険金をお支払いできます。**



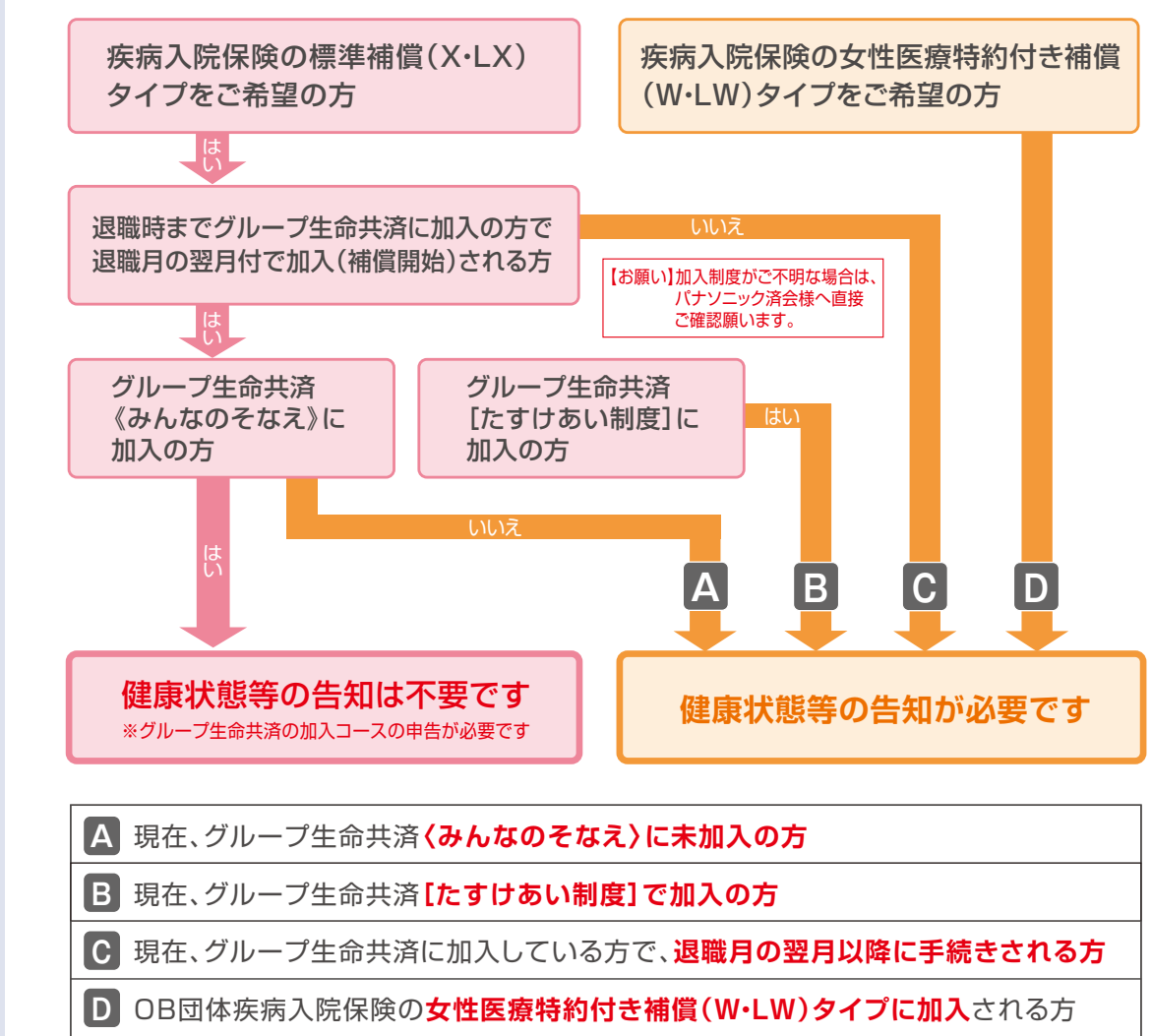
補償開始日時点ですでに発病しているか否かは、医師の診断内容によって判断させていただきます。
具体的に下記に該当する場合等では、保険金をお支払いできない可能性がありますのでご注意ください。

- ① 補償開始日前に受療歴や症状、検査異常、経過観察、服用がある場合
- ② 補償開始日前に身体に生じた異常（症状）についての自覚または認識がある場合

退職される方

退職時までグループ生命共済に加入されている場合、健康状態等の告知が不要となる場合があります。詳細は下記をご確認ください。

健康状態等の告知確認 フローチャート



※始期前発病については左ページに記載の通りです。

グループ生命共済のご加入内容確認方法

イメージ図 ※ご所属されている企業によっては異なる場合がございます。

各種保険加入状況		各種保険加入状況		各種保険加入状況		各種保険加入状況		各種保険加入状況	
保険名称	取扱機関	保険金	控除額	保険会社	加入年	コース	口数	備考	
グループ生命共済	共済会	300万		住生・全労済・共済会	2017/ 8		03M		
自動車	保険S			東京海上日動火災	2020/10				
パナ傷害 個人	保険S			三井住友海上火災	2020/ 8		5		

福祉明細のこの部分をご確認ください！

福祉明細が無い等、ご加入状況が分からない場合は共済会様に直接ご確認ください。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させていただきます。

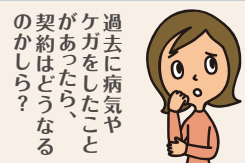
疾病入院保険に新たに加えられる場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入**ください。^{*1}
告知の内容が正しくない場合には、加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。^{*2}

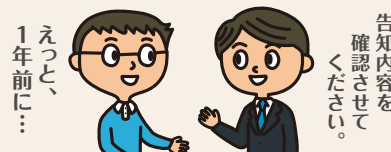
^{*1} ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方で自身をご記入ください。

^{*2} 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。



お申し込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認ください**場合があります。



ご注意ください

P19、21の「健康状態等告知に関するご質問」をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、P28～31重要事項説明書ページをご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

OB団体疾病入院保険については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した入院等については、保険金お支払いの対象となります。

よろしく
お願いします。



この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

告知義務違反について（告知の大切さ）

P19、21の『健康状態等に関するご質問』をご確認のうえ、告知欄へご回答ください。

- ◆告知欄には、保険の対象となる方で自身がありのままにご記入ください。
- ◆「健康状態告知欄」に記載していただいた内容が事実と異なる場合には、契約を解除^{*}させていただくことがあります。契約が解除となった場合は保険金をお受け取りいただけないことがあります。（更新時に補償内容を拡大された場合、補償内容を拡大された部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。）
- ◆保険金ご請求時等に、告知いただいた時点に遡ってご確認ください場合があります。
- ◆告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ◆告知義務、新たな保険契約への切換の場合にご注意いただきたい事項についてはP28～29の『重要事項説明書Ⅱ ご加入時におけるご注意事項』にも記載されているのでご確認ください。

^{*}被保険者が故意または重大な過失によって事実を記載しなかったり、事実と異なる記載をしたときは、引受保険会社は保険契約を解除することができます。

ご注意ください

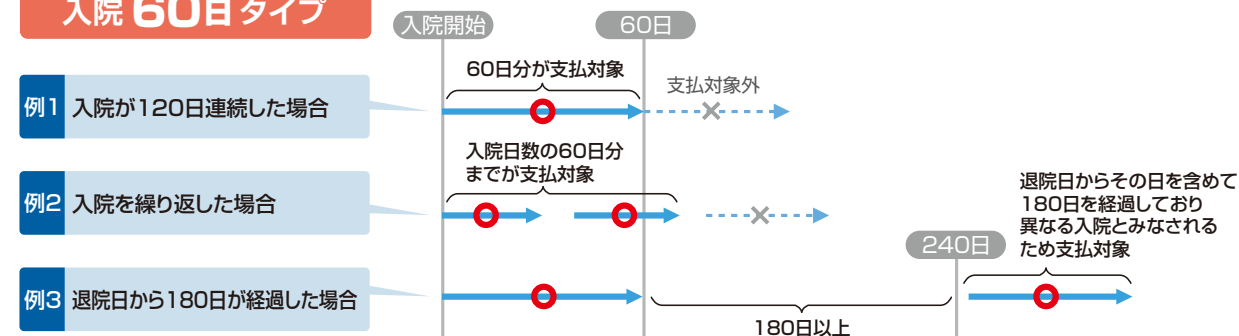
1回の入院について

一旦退院し、再入院した場合、前後の入院をあわせて1回の入院とみなす場合があります。

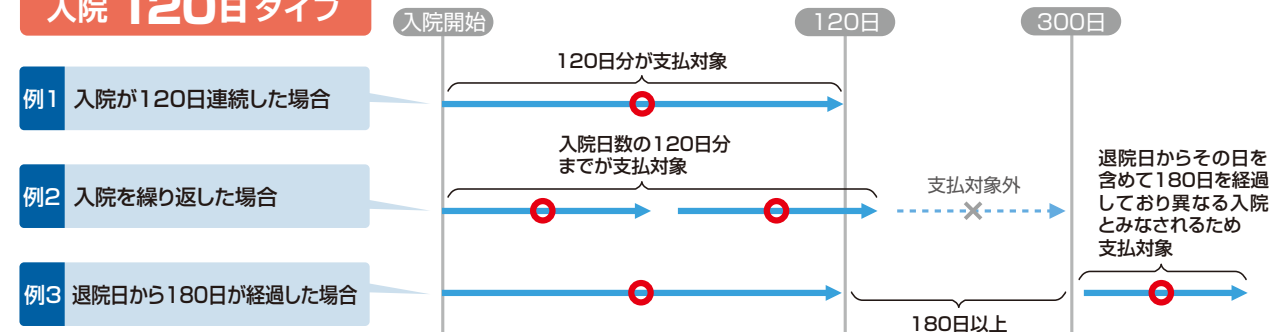
※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

入院 60日タイプ



入院 120日タイプ



○：支払対象 ×：支払対象外 上記は保険金請求の有無ではなく、入院事実の有無により判断いたします。

疾病入院保険（団体総合生活保険）補償の概要

【**疾病入院保険**】**病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。**

この補償については、通院・死亡に対する補償はありません。保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、当会社はその影響がなかったときに相当する金額をお支払いいたします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

補償項目

疾病入院保険金

医療補償基本特約

放射線治療保険金

総合先進医療基本保険金

疾病入院保険金

疾病手術保険金

放射線治療保険金

総合先進医療基本保険金

総合先進医療特約

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いしない主な場合

病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合に保険金をお支払いします。

お支払額

疾病入院保険金日額×入院日数

ただし、1回の入院*1について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度とします。
※疾病入院保険金支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。
*1 1回の入院についての詳細はP24の例示部分をご参照ください。
*2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。

病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1*2*3を受けられた場合に、保険金をお支払いします。

お支払額

入院中

入院中以外

疾病入院保険金日額の10倍

疾病入院保険金日額の5倍

*1 以下の手術を除きます。傷の処置（創傷処理、デブリードマン）、切開術（皮膚、鼓膜）、骨・関節の非観血整復術、非観血整復固定術および非観血的授動術、抜歯、異物除去（外耳、鼻腔内）、鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）、魚の目・タコ手術（鶏眼・胼胝切除術）、その他美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術等（生検・腹腔鏡検査等）。
*2 公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
*3 時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ支払います。また、同一の手術を複数回受けた場合で、それらの手術が公的医療保険制度における医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち支払保険金の額の高いいずれか1回の手術についてのみ保険金を支払います。
*4 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合に、疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。

*1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日間に1回の支払を限度とします。

病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。）、先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額500万円を限度とします。

*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。
*2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。
i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）
ii. 先進医療以外の評価療養のための費用
iii. 選定療養のための費用
iv. 食事療養のための費用
v. 生活療養のための費用
*3 次のいずれかに該当するものをいいます。
i. 診察
ii. 薬剤または治療材料の支給
iii. 処置、手術その他の治療

●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1
●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ
●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分）
●保険の対象となる方の闘争行為（ケンカ）、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ
●無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ
●精神障害を原因とする事故によって被ったケガ
●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
●アルコール依存および薬物依存
●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といす。）、の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2 *3

等

*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。
*3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

総合先進医療特約	総合先進医療一時金	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金支払われる先進医療を受けられた場合に、10万円をお支払いします。ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、この特約の保険期間を通じて、1回に限りします。		
女性入院保険金	女性入院保険金	所定の病気（女性疾病等*1）によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合に保険金をお支払いします。 <table><tr><th>お支払額</th><th>女性入院保険金日額×入院日数</th></tr></table> ただし、1回の入院*2について、疾病入院保険金支払限度日数*3を限度とします。 ※女性入院保険金が支払われる入院中、さらに別の女性疾病等*1となっても女性入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 一般に女性が罹患しやすいとされる所定の病気（乳房・女性生殖器の悪性新生物（がん）・良性新生物等）の他、乳房・女性生殖器以外の悪性新生物（がん）や糖尿病、心疾患等も含まれます。 *2 1回の入院についての詳細はP24の例示部分をご参照ください。 *3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	お支払額	女性入院保険金日額×入院日数
お支払額	女性入院保険金日額×入院日数			
女性医療特約	女性形成治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に以下のような手術を受けられた場合に、手術の種類に応じて女性入院保険金日額の20倍または40倍の額をお支払いします。 ●瘢痕形成術（植皮術（皮膚の移植術）や瘢痕（傷跡）に対する形成術） ●変形形成術（足ゆびの後天性変形（外反母趾等）に対する形成術） ●乳房切除術（皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。） ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。  乳房の悪性新生物（がん）の治療のための手術については、その悪性新生物（がん）を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合は、保険金をお支払いできません（ただし、初年度契約の保険始期日からその日を含めて1年と90日を経過した後に手術を受けた場合は、保険金お支払いの対象となります。）。		

先進医療について

病気やケガによって保険期間中に先進医療を受けられた場合（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。）、先進医療にかかわる技術料について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。
「先進医療」については、厚生労働省にて適用/除外が論議され、その結果が都度、厚生労働省のホームページ上に公開されます。「適用日」「除外日」は施行日に準じます。

＜保険金のお支払条件＞

- ①厚生労働大臣が定める先進医療を受けること。
- ②先進医療ごとに厚生労働省が定める施設基準に適合する病院等で行われること。
※先進医療に係る技術料以外はお支払対象外です。技術料は診断書上に記載されます。

保険金のお支払対象となる先進医療の各技術名および病院等については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

厚生労働省 先進医療 検索 （厚生労働省ホームページ:https://www.mhlw.go.jp/index.html）

「先進医療の各技術の概要」や「先進医療を実施している医療機関の一覧」のページに掲載されています。

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。
*1「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
*2「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
- ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

P1～ お手続きの流れ	共通
P3～ ご案内	共通
P7～ 補償内容	
P9～ 補償額と保険料	傷害保険
P9～ 加入できる方の範囲	
P11～ 補償の概要	
P13～ 補償内容	疾病入院保険
P15～ 補償額と加入できる方の範囲	
P17～ 保険料	
P19～ 【重要】健康状態等に関するご質問	
P23～ 告知の大切さについて	
P25～ 補償の概要	疾病入院保険
P27 女性疾病等の一例	
P28～ 重要事項説明書	
P32 個人情報の取扱い	共通
P33～ 中途加入用保険料表	中途加入
P39～ 用語集	共通
P41～ Q & A	

W・LWタイプのみ

〔女性医療特約〕女性入院保険金のお支払対象となる女性疾病等の一例

対象となる女性疾病等とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD－10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものとします。

女性疾病等の種類	分 類 項 目	基本分類コード
新生物 (※1)(※2)	○口腔、口腔及び咽喉の悪性新生物<腫瘍> ○消化器の悪性新生物<腫瘍> ○呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍> ○骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍> ○皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍> ○中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍> ○乳房の悪性新生物<腫瘍> ○女性生殖器の悪性新生物<腫瘍> ○腎尿路の悪性新生物<腫瘍> ○眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍> ○甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍> ○部位不明腫、統発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍> ○リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>	C00-C14 C15-C26 C30-C39 C40-C41 C43-C44 C45-C49 C50 C51-C58 C64-C68 C69-C72 C73-C75 C76-C80 C81-C96
	○独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍> ○上皮内新生物<腫瘍>(D00-D09)中の ・口腔、食道及び胃の上皮内癌 ・その他及び部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳及び呼吸器系の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮頸(部)の上皮内癌 ・その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中の ・子宮内腺 ・外陰部 ・陰 ・その他及び部位不明の女性生殖器 ・その他及び部位不明の上皮内癌 ○良性新生物<腫瘍>(D10-D36)中の ・乳房の良性新生物<腫瘍> ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物<腫瘍> ・卵巣の良性新生物<腫瘍> ・その他及び部位不明の女性生殖器の良性新生物<腫瘍> ・腎尿路の良性新生物<腫瘍> ・甲状腺の良性新生物<腫瘍>	C97 D00 D01 D02 D03 D04 D05 D06 D07.0 D07.1 D07.2 D07.3 D09 D24 D25 D26 D27 D28 D30 D34
	○性状不詳又は不明の新生物<腫瘍>(D37-D48)中の ・女性生殖器の性状不詳又は不明の新生物<腫瘍> ・腎尿路の性状不詳又は不明の新生物<腫瘍> ・真正赤血球増加症<多血症> ・骨髄異形成症候群 ・リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明の 其他の新生物<腫瘍>(D47)中の ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群] ・その他及び部位不明の性状不詳又は不明の新生物<腫瘍>(D48)中の ・乳房	D39 D41 D45 D46 D47.1 D47.3 D47.4 D47.5 D48.6
	○内分泌、栄養及び代謝疾患 ○甲状腺障害(E00-E07)中の ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 ・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 ・その他の甲状腺機能低下症 ・その他の非中毒性甲状腺腫 ・甲状腺中毒症[甲状腺機能亢進症] ・甲状腺炎 ・その他の甲状腺障害 ○その他の内分泌腺障害(E20-E35)中の ・クッシング(Cushing)症候群 ・卵巣機能障害	E01 E02 E03 E04 E05 E06 E07 E24 E28
糖尿病	○糖尿病(E10-E14)中の ・1型<インスリン依存性>糖尿病(IDDM) ・2型<インスリン非依存性>糖尿病(NIDDM) ・栄養障害に関連する糖尿病 ・その他の明示された糖尿病 ・詳細不明の糖尿病	E10 E11 E12 E13 E14
	○血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害 ○栄養性貧血(D50-D53)中の ・鉄欠乏性貧血 ・ビタミンB12欠乏性貧血 ・葉酸欠乏性貧血 ・その他の栄養性貧血 ○溶血性貧血(D55-D59)中の ・後天性溶血性貧血 ○無形成性貧血及びその他の貧血(D60-D64)中の ・後天性赤芽球うつ(癆)[赤芽球減少症] ・その他の無形成性貧血 ・急性出血後貧血 ・他に分類される慢性疾患における貧血 ・その他の貧血 ○凝固障害、紫斑病及びその他の出血性病態(D65-D69)中の ・紫斑病及びその他の出血性病態(D69)中の ・アレルギー性紫斑病 ・血小板機能異常症 ・その他の血小板非減少性紫斑病 ・特発性血小板減少性紫斑病 ・その他の原発性血小板減少症 ・続発性血小板減少症 ・血小板減少症、詳細不明	D50 D51 D52 D53 D59 D60 D61 D62 D63 D64 D69.0 D69.1 D69.2 D69.3 D69.4 D69.5 D69.6
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患 ○虚血性心疾患 ○肺性心疾患及び肺循環疾患 ○その他の型の心疾患	I05-I09 I20-I25 I26-I28 I30-I32
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I10-I15
脳血管疾患	○脳血管疾患	I60-I69
循環器系の疾患	○静脈、リンパ管及びリンパ節の疾患、他に分類されないもの (I80-I89)中の ・下肢の静脈瘤 ・その他の部位の静脈瘤(I86)中の ・外陰静脈炎	I83 I86.3

	○循環器系のその他及び詳細不明の障害(I95-I99)中の ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(I97)中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群 ・低血圧(症) ○全身性結合組織障害(M30-M36)中の ・その他のス(壊)死性血管障害(M31)中の ・大動脈弓症候群[高安病]	I97.2 I95 M31.4
消化器系の疾患	○胆のう(囊)、胆管及び膵の障害(K80-K87)中の ・胆石症 ・胆のう(囊)炎 ・胆のう(囊)のその他の疾患 ・胆道のその他の疾患	K80 K81 K82 K83
腎尿路生殖器系の疾患	○糸球体疾患(N00-N08)中の ・急性腎炎症候群 ・急速進行性腎炎症候群 ・反復性及び持続性血尿 ・慢性腎炎症候群 ・ネフローゼ症候群 ・詳細不明の腎炎症候群 ・明示された形態学的病変を伴う単独タンパク(蛋白)尿 ・遺伝性腎症(ネフロパシー)、他に分類されないもの ・他に分類される疾患における糸球体障害 ○腎尿管管間質性疾患(N10-N16)中の ・急性尿管管間質性腎炎 ・慢性尿管管間質性腎炎 ・尿管管間質性腎炎、急性又は慢性と明示されないもの ・閉塞性尿路疾患及び逆流性尿路疾患 ・薬物及び重金属により誘発された尿管管間質及び尿管管の病態 ・その他の尿管管管間質性疾患 ・他に分類される疾患における尿管管管間質性障害 ○腎不全(N17-N19)中の ・慢性腎不全(N18)中の ・慢性腎臓病、ステージ4 ・慢性腎臓病、ステージ5 ○尿路結石症(N20-N23)中の ・腎結石及び尿管結石 ・下部尿路結石 ・他に分類される疾患における尿路結石 ○腎及び尿管のその他の障害(N25-N29)中の ・腎及び尿管のその他の障害、他に分類されないもの ・他に分類される疾患における腎及び尿管のその他の障害 ○尿路系のその他の疾患(N30-N39)中の ・膀胱炎 ・神経因性膀胱(機能障害)、他に分類されないもの ・その他の膀胱障害 ・他に分類される疾患における膀胱障害 ・尿道炎及び尿道炎症候群 ・尿道狭窄 ・尿道のその他の障害 ・他に分類される疾患における尿道の障害 ・尿路系のその他の障害 ○乳房の障害 ○女性骨盤臓器の炎症性疾患 ○女性生殖器の非炎症性障害 ○腎尿路生殖器系の処置後障害、他に分類されないもの	N00 N01 N02 N03 N04 N05 N06 N07 N08 N10 N11 N12 N13 N14 N15 N16 N18.4 N18.5 N20 N21 N22 N28 N29 N30 N31 N32 N33 N34 N35 N36 N37 N39 N60-N64 N70-N77 N80-N98 N99
妊娠、分娩及び産じょく(褥)	○流産に終わった妊娠 ○妊娠、分娩及び産じょく(褥)における浮腫、タンパク(蛋白)尿及び高血圧性障害 ○主として妊娠に関連するその他の母体障害 ○胎児及び手臓腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題 ○分娩の合併症 ○分娩(単胎自然分娩(O80)は除く) ○主として産じょく(褥)に関連する合併症 ○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O00-O08 O10-O16 O20-O29 O30-O48 O60-O75 O80-O85 O81-O84 O85-O92 O94-O99
筋骨格系及び結合組織の疾患	○炎症性多発性関節障害(M05-M14)中の ・血清反応陽性関節リウマチ ・その他の関節リウマチ ・若年性関節炎 ・他に分類される疾患における若年性関節炎 ○全身性結合組織障害(M30-M36)中の ・全身性エリテマトーデス[紅斑性狼瘡](SLE) ・皮膚(多発性)筋炎 ・全身性硬化症 ・その他の全身性結合組織疾患(M35)中の ・乾燥症候群[シェーグレン(Sjogren)症候群] ・その他の重複症候群 ・リウマチ性多発筋痛症 ・その他の明示された全身性結合組織疾患 ・全身性結合組織疾患、詳細不明	M05 M06 M08 M09 M32 M33 M34 M35.0 M35.1 M35.3 M35.8 M35.9

(※1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。

(※2) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」により、新生物の性状を表す第5桁コードとしてそれぞれ次のコード番号が付されたものであることを必要とします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが「悪性新生物」または「上皮内新生物」とされた新生物があるときには、その新生物を含みます。

新生物の性状を表す第5桁コード			
	コード番号		
悪性新生物	／3	悪性、原発部位	
	／6	悪性、転移部位	
	／9	悪性、統発部位	
	／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳	
上皮内新生物	／2	上皮内癌	
		上皮内非浸潤性非侵襲性	
良性新生物	／0	良性	
	／1	良性又は悪性の別不詳	
性状不詳または不明の新生物		境界悪性	
		低悪性度悪性度不明	

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【マークのご説明】

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきます。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

傷害保険(個人賠償責任補償・携行品特約付き)をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約※1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください※2。

※1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。

※2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

医療補償(疾病入院保険)においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①脱退等により、その構成員でなくなった場合

②ご加入者の加入部分※1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分※1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきます。ご加入者の加入部分※1を解除することがありますのでご注意ください。

※医療補償(疾病入院保険)が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただきますことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、後記「Ⅲ-1告知義務」をご確認ください。

※1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】 ★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償 (傷害保険)	医療補償 (疾病入院保険)
生年月日	—	—	★
性別	—	—	★
職業・職務※1	☆	—	—
健康状態告知※2	—	—	★

【医療補償(疾病入院保険)の「告知」(健康状態告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

※すべての補償について「他の保険契約等※3」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

※1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

※2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

※3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

- ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
弊社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引き受けできないことがあります。
- ③告知が事実と相違する場合
告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*4から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*5。
●責任開始日*4から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*6(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)。
*4 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
*5 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
*6 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

- ＜前記以外で、保険金をお支払いできない場合＞
前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。
(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等
- ④告知内容の確認について
ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

- 【傷害補償(傷害保険)】
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願いいたします。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。
*1 夫婦補償の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

- 現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。
・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りをする場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在ご加入の保険契約を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

- 【通知事項】
加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

- ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償(傷害保険)・医療補償(疾病入院保険)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

- 【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】
●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

医療補償(疾病入院保険)において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

医療補償(疾病入院保険)において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償(傷害保険)で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補 償 内 容	保 険 期 間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、 財産に関する補償(傷害保険)	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年起	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
医療補償(疾病入院保険)		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記(共同保険引受保険会社について)をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(医療補償(疾病入院保険)については30日以内に)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらご対応ください。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいがない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
*1 法律上の配偶者に限ります。
●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答をせざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が弊社にご加入内容をご照会された場合
2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

0570-022808

〈通話料有料〉

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

＜共同保険引受保険会社について＞

傷害補償・賠償責任に関する補償（傷害保険 個人賠償責任補償 携行品補償付）	医療補償（疾病入院保険）
引受保険会社	引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社（幹事会社）	東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社	
損害保険ジャパン株式会社	

※引受割合については、パナソニック保険サービスまでお問い合わせください。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター

（東京海上日動安心110番）

0120-720-110

受付時間：24時間 365日

加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませすようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1

保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は加入内容を再度ご確認ください。

☐ 保険金をお支払いする主な場合

☐ 保険の対象となる方

☐ 保険料・保険料払込方法

☐ 保険期間

☐ 保険金額、免責金額（自己負担額）

2

加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在の加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

加入いただく補償に応じてご確認ください事項

確 認 事 項	傷害補償 (傷害保険)	医療補償 (疾病入院保険)
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方：「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方：「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種）	○	—
●「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？	—	○

全ての補償に共通してご確認ください事項

☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3

重要事項説明書の内容についてご確認くださいませしたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

当社の個人情報に関するお取扱いについて（概要）

パナソニック保険サービス株式会社（以下、「当社」）は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう、従業員等への教育・指導を徹底し、適正な取扱いに取組んでまいります。また、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応し、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。お客さまにおかれましては、下記にご同意のうえ、保険申込みや各種お問い合わせ、あるいはアンケート等にご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

1. 個人情報取扱事業者名

パナソニック保険サービス株式会社 代表取締役社長 小林紀明
大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階

2. 個人情報保護管理者

情報システム部 部長 長谷川裕之

3. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ、公正な手段により個人情報を取得します。なお、電話応対時において、お問い合わせ内容などの正確な把握や電話応対品質向上のために、通話を録音させていただく場合があります。

4. 個人情報の利用目的

[保険代理店業務に関する情報]
当社は、下記の損害保険会社、生命保険会社および少額短期保険業者（以下、「各社」）から業務の委託を受けた代理店であり、取得した個人情報を当該業務の遂行に必要な範囲で利用します。また、下記の各社の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのご提供のために利用させていただくことがあります。

＜損害保険会社＞	＜生命保険会社＞	＜少額短期保険業者＞
- 三井住友海上火災保険株式会社 - 東京海上日動火災保険株式会社 - 損害保険ジャパン株式会社 - あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 - セコム損害保険株式会社 - 共栄火災海上保険株式会社 - AIG損害保険株式会社 - セゾン自動車火災保険株式会社 - アクサ損害保険株式会社	- 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 - 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 - SOMPOひまわり生命保険株式会社 - アフラック生命保険株式会社	- SBI日本少額短期保険株式会社 - ジャパン少額短期保険株式会社 - 株式会社justInCase - 東京海上ミレア少額短期保険株式会社 - 東京海上ウエスト少額短期保険株式会社 - Mysurance株式会社

各社の個人情報の利用目的は、各社のホームページに記載してあります。

[通話録音に関する情報]
(1) お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認、ならびにご案内、資料発送等を正確に行うためのご連絡先の確認に利用します。
(2) 電話応対を含む業務品質向上に向けた研修やデータ分析の実施等に利用します。

[お問い合わせに関する情報]
お問い合わせに対するご回答に利用します。

以上の範囲で利用し、その他の目的に利用することはありません。上記の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等によりご通知し、又はホームページへの掲載などの方法により公表します。

5. 個人データの第三者への提供

当社は、個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。
(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3) 利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
(4) 合併その他の理由による事業の承継に伴い、個人情報を提供する場合
(5) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(6) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
また、個人データを第三者に提供した場合、あるいは第三者から取得した場合、法令等で定める場合を除き、提供・取得経緯等の確認を行うとともに、提供先・提供者の氏名等、法令で定める事項を記録し、保管します。

6. 個人情報の委託

当社は、取得した個人情報の取扱いの全部又は一部を、前記「4. 個人情報の利用目的」に必要な範囲において委託することがあります。この場合においても、個人情報保護の体制を整備した委託先を選定し適切な管理をいたします。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、個人情報保護法第2条の3に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報（以下、「センシティブ情報」）を個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

8. 安全管理のために講じた措置

当社は、取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止、その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱い規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

9. 個人情報の開示、訂正等のご請求

当社の開示対象個人情報に関する開示、訂正等又は利用停止等に関するご請求につきましては、当社が適切に対応いたします。保険会社等からの委託業務に関わる個人情報につきましては委託元に、団体等に帰属する個人情報につきましては帰属元にお取り次ぎいたします。また、当社の開示対象個人情報とは、採用応募に関する個人データ、安全運転講習会のアンケート等です。なお、開示等の請求等の申出先、様式、請求等の方法、手数料等については、以下のURLを参照してください。（<https://panasonic.co.jp/pisj/info/info05.php>）

10. 個人情報提供の任意性

当社への個人情報の提供はあくまで任意です。ただし、個人情報の提供をいただけない場合は、前記「4. 個人情報の利用目的」に記載の業務が当社ではできなくなりますのでご注意ください。

11. 当社に対するご照会、ご相談および苦情について

下記窓口にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ
ご相談・苦情窓口

パナソニック保険サービス株式会社 CS部
〒571-0057 大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階
TEL：06-6906-4573 eメール：pisj_cs@ml.jp.panasonic.com
営業時間：平日 9時～17時30分（土・日・祝日・長期休暇等、当社休業日は除く）

20000472

改定日:2023年8月7日

当社の個人情報の取扱いに関する詳細については、次のURLを参照してください。（<https://panasonic.co.jp/pisj/info/info04.php>）

P1～
お手続きの流れ

P3～
ご案内

共通

P7～
補償内容

P9～
補償額と
保険料

傷害保険

P9～
加入できる方
の範囲

P11～
補償の概要

P13～
補償内容

P15～
補償額と
加入できる方
の範囲

P17～
保険料

疾病入院保険

P19～
【重要】
健康状態等に関
するご質問

P23～
告知の大切さ
について

P25～
補償の概要

P27
女性疾病等
の一例

P28～
重要事項説明書

P32
個人情報の取扱い

共通

P33～
中途加入用
保険料表

中途加入

P39～
用語集

P41～
Q & A

共通

32

07E1-GJ05-11046-201612

31

ケガ

賠償事故

携行品損害

傷害保険

団体総合生活保険傷害補償・個人賠償責任補償・携行品特約

中途加入用

保険料表

個人補償



天災危険補償なしタイプ

中途加入日 (補償開始日)	中途加入 保 険 料	A1	A2	A3	A4	A5
4月1日	1年間分	6,980円	12,270円	15,980円	19,760円	23,890円
5月1日	11ヶ月分	6,400円	11,240円	14,630円	18,090円	21,870円
6月1日	10ヶ月分	5,820円	10,210円	13,280円	16,420円	19,850円
7月1日	9ヶ月分	5,240円	9,200円	11,980円	14,820円	17,920円
8月1日	8ヶ月分	4,630円	8,120円	10,570円	13,070円	15,800円
9月1日	7ヶ月分	4,040円	7,080円	9,210円	11,390円	13,770円
10月1日	6ヶ月分	3,460円	6,080円	7,920円	9,800円	11,850円
11月1日	5ヶ月分	2,870円	5,040円	6,560円	8,120円	9,820円
12月1日	4ヶ月分	2,360円	4,160円	5,420円	6,700円	8,100円
1月1日	3ヶ月分	1,770円	3,120円	4,060円	5,020円	6,070円
2月1日	2ヶ月分	1,160円	2,040円	2,650円	3,270円	3,950円
3月1日	1ヶ月分	580円	1,030円	1,350円	1,670円	2,020円

補償
充実



天災危険補償ありタイプ

地震・噴火またはこれらによる
津波によるケガも補償します

中途加入日 (補償開始日)	中途加入 保 険 料	E1	E2	E3	E4	E5
4月1日	1年間分	8,670円	15,370円	20,180円	24,880円	30,810円
5月1日	11ヶ月分	8,000円	14,200円	18,650円	22,990円	28,470円
6月1日	10ヶ月分	7,230円	12,820円	16,840円	20,760円	25,710円
7月1日	9ヶ月分	6,540円	11,600円	15,230円	18,770円	23,240円
8月1日	8ヶ月分	5,790円	10,270円	13,480円	16,620円	20,580円
9月1日	7ヶ月分	5,090円	9,040円	11,880円	14,640円	18,130円
10月1日	6ヶ月分	4,350円	7,710円	10,130円	12,490円	15,470円
11月1日	5ヶ月分	3,650円	6,490円	8,520円	10,500円	13,000円
12月1日	4ヶ月分	2,880円	5,110円	6,710円	8,270円	10,240円
1月1日	3ヶ月分	2,190円	3,890円	5,100円	6,280円	7,770円
2月1日	2ヶ月分	1,460円	2,600円	3,420円	4,220円	5,230円
3月1日	1ヶ月分	740円	1,330円	1,750円	2,150円	2,660円

夫婦補償



天災危険補償なしタイプ

中途加入日 (補償開始日)	中途加入 保 険 料	B1	B2	B3	B4	B5
4月1日	1年間分	12,880円	22,320円	29,020円	36,970円	44,550円
5月1日	11ヶ月分	11,720円	20,300円	26,390円	33,630円	40,530円
6月1日	10ヶ月分	10,690円	18,510円	24,060円	30,660円	36,950円
7月1日	9ヶ月分	9,640円	16,700円	21,710円	27,670円	33,350円
8月1日	8ヶ月分	8,550円	14,810円	19,260円	24,540円	29,570円
9月1日	7ヶ月分	7,480円	12,960円	16,840円	21,450円	25,850円
10月1日	6ヶ月分	6,350円	10,990円	14,290円	18,220円	21,960円
11月1日	5ヶ月分	5,310円	9,190円	11,950円	15,240円	18,370円
12月1日	4ヶ月分	4,330円	7,510円	9,760円	12,430円	14,980円
1月1日	3ヶ月分	3,260円	5,660円	7,360円	9,370円	11,290円
2月1日	2ヶ月分	2,110円	3,650円	4,740円	6,040円	7,280円
3月1日	1ヶ月分	1,060円	1,840円	2,410円	3,080円	3,710円

補償
充実



天災危険補償ありタイプ

地震・噴火またはこれらによる
津波によるケガも補償します

中途加入日 (補償開始日)	中途加入 保 険 料	F1	F2	F3	F4	F5
4月1日	1年間分	17,080円	30,440円	39,370円	49,690円	60,770円
5月1日	11ヶ月分	15,680円	27,960円	36,170円	45,650円	55,830円
6月1日	10ヶ月分	14,270円	25,440円	32,900円	41,510円	50,760円
7月1日	9ヶ月分	12,870円	22,960円	29,700円	37,470円	45,820円
8月1日	8ヶ月分	11,430円	20,370円	26,340円	33,240円	40,650円
9月1日	7ヶ月分	10,000円	17,840円	23,080円	29,120円	35,610円
10月1日	6ヶ月分	8,520円	15,190円	19,650円	24,800円	30,330円
11月1日	5ヶ月分	7,160円	12,770円	16,520円	20,850円	25,500円
12月1日	4ヶ月分	5,650円	10,070円	13,030円	16,450円	20,120円
1月1日	3ヶ月分	4,320円	7,710円	9,960円	12,550円	15,340円
2月1日	2ヶ月分	2,870円	5,120円	6,620円	8,350円	10,210円
3月1日	1ヶ月分	1,480円	2,650円	3,430円	4,320円	5,280円

病気

疾病入院保険

団体総合生活保険医療補償（総合先進医療特約・女性医療特約付帯）

入院60日タイプ

入院120日タイプ については、P37～P38に記載しております。

中途加入用 保険料表

保険料は令和6年4月1日時点での満年齢でご確認ください。

X1 タイプ (標準補償タイプ)			年 齢																				
	中途加入日 (補償開始日)	中途加入保険料	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	中途加入保険料	中途加入日 (補償開始日)
	4月1日	1年間分	2,350円	2,180円	2,400円	3,310円	3,550円	3,680円	3,910円	4,190円	5,340円	6,760円	9,210円	12,870円	17,300円	23,720円	29,520円	36,280円	36,490円	41,040円	45,870円	1年間分	4月1日
	5月1日	11ヶ月分	2,160円	2,000円	2,200円	3,030円	3,250円	3,380円	3,580円	3,840円	4,890円	6,200円	8,450円	11,800円	15,860円	21,740円	27,060円	33,260円	33,440円	37,620円	42,050円	11ヶ月分	5月1日
	6月1日	10ヶ月分	1,960円	1,810円	2,000円	2,750円	2,960円	3,070円	3,260円	3,490円	4,450円	5,640円	7,680円	10,730円	14,420円	19,770円	24,600円	30,230円	30,400円	34,200円	38,220円	10ヶ月分	6月1日
	7月1日	9ヶ月分	1,770円	1,640円	1,810円	2,490円	2,670円	2,770円	2,940円	3,150円	4,010円	5,080円	6,920円	9,660円	12,980円	17,800円	22,150円	27,220円	27,370円	30,790円	34,410円	9ヶ月分	7月1日
	8月1日	8ヶ月分	1,580円	1,460円	1,610円	2,210円	2,370円	2,460円	2,610円	2,800円	3,570円	4,520円	6,150円	8,590円	11,540円	15,820円	19,690円	24,190円	24,330円	27,370円	30,590円	8ヶ月分	8月1日
	9月1日	7ヶ月分	1,370円	1,270円	1,400円	1,920円	2,070円	2,150円	2,280円	2,440円	3,110円	3,940円	5,370円	7,500円	10,090円	13,830円	17,220円	21,160円	21,280円	23,940円	26,750円	7ヶ月分	9月1日
	10月1日	6ヶ月分	1,170円	1,080円	1,190円	1,650円	1,770円	1,840円	1,950円	2,090円	2,660円	3,380円	4,600円	6,430円	8,650円	11,860円	14,760円	18,130円	18,240円	20,520円	22,930円	6ヶ月分	10月1日
	11月1日	5ヶ月分	990円	910円	1,000円	1,380円	1,480円	1,540円	1,630円	1,750円	2,230円	2,820円	3,840円	5,370円	7,210円	9,890円	12,300円	15,120円	15,210円	17,100円	19,120円	5ヶ月分	11月1日
12月1日	4ヶ月分	790円	730円	800円	1,110円	1,190円	1,230円	1,310円	1,400円	1,780円	2,260円	3,070円	4,300円	5,770円	7,910円	9,840円	12,100円	12,160円	13,680円	15,290円	4ヶ月分	12月1日	
1月1日	3ヶ月分	590円	550円	600円	830円	890円	920円	980円	1,050円	1,340円	1,690円	2,310円	3,220円	4,330円	5,930円	7,380円	9,070円	9,120円	10,260円	11,470円	3ヶ月分	1月1日	
2月1日	2ヶ月分	390円	360円	400円	550円	590円	620円	650円	700円	890円	1,130円	1,540円	2,150円	2,890円	3,960円	4,920円	6,050円	6,080円	6,840円	7,650円	2ヶ月分	2月1日	
3月1日	1ヶ月分	210円	190円	210円	290円	310円	320円	340円	360円	460円	570円	780円	1,080円	1,450円	1,990円	2,470円	3,030円	3,050円	3,430円	3,830円	1ヶ月分	3月1日	

		年 齢																					
X2 タイプ (標準補償タイプ)	中途加入日 (補償開始日)	中途加入保険料	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	中途加入保険料	中途加入日 (補償開始日)
	4月1日	1年間分	4,120円	3,760円	4,210円	6,020円	6,510円	6,780円	7,230円	7,800円	10,080円	12,930円	17,830円	25,150円	34,020円	46,850円	58,450円	71,970円	72,380円	81,490円	91,150円	1年間分	4月1日
	5月1日	11ヶ月分	3,770円	3,450円	3,850円	5,520円	5,960円	6,210円	6,620円	7,150円	9,240円	11,860円	16,350円	23,060円	31,180円	42,940円	53,580円	65,970円	66,350円	74,700円	83,550円	11ヶ月分	5月1日
	6月1日	10ヶ月分	3,430円	3,140円	3,500円	5,010円	5,420円	5,640円	6,020円	6,500円	8,400円	10,780円	14,860円	20,960円	28,340円	39,040円	48,710円	59,970円	60,320円	67,910円	75,950円	10ヶ月分	6月1日
	7月1日	9ヶ月分	3,100円	2,830円	3,160円	4,520円	4,890円	5,090円	5,430円	5,860円	7,570円	9,710円	13,390円	18,870円	25,520円	35,140円	43,840円	53,980円	54,290円	61,130円	68,370円	9ヶ月分	7月1日
	8月1日	8ヶ月分	2,750円	2,520円	2,810円	4,020円	4,340円	4,520円	4,830円	5,210円	6,730円	8,630円	11,900円	16,770円	22,680円	31,240円	38,970円	47,990円	48,260円	54,330円	60,770円	8ヶ月分	8月1日
	9月1日	7ヶ月分	2,400円	2,190円	2,450円	3,510円	3,790円	3,950円	4,210円	4,550円	5,880円	7,540円	10,400円	14,670円	19,840円	27,320円	34,090円	41,980円	42,220円	47,530円	53,160円	7ヶ月分	9月1日
	10月1日	6ヶ月分	2,050円	1,870円	2,100円	3,010円	3,250円	3,390円	3,610円	3,900円	5,040円	6,460円	8,910円	12,570円	17,000円	23,420円	29,220円	35,980円	36,190円	40,740円	45,570円	6ヶ月分	10月1日
	11月1日	5ヶ月分	1,720円	1,570円	1,760円	2,510円	2,720円	2,830円	3,020円	3,260円	4,200円	5,390円	7,440円	10,490円	14,180円	19,530円	24,360円	29,990円	30,170円	33,960円	37,980円	5ヶ月分	11月1日
	12月1日	4ヶ月分	1,380円	1,260円	1,410円	2,010円	2,170円	2,260円	2,410円	2,600円	3,360円	4,320円	5,950円	8,390円	11,340円	15,620円	19,480円	23,990円	24,130円	27,160円	30,390円	4ヶ月分	12月1日
	1月1日	3ヶ月分	1,030円	940円	1,060円	1,510円	1,630円	1,700円	1,810円	1,950円	2,530円	3,230円	4,460円	6,290円	8,510円	11,710円	14,620円	17,990円	18,100円	20,380円	22,790円	3ヶ月分	1月1日
	2月1日	2ヶ月分	690円	630円	700円	1,010円	1,080円	1,130円	1,200円	1,300円	1,680円	2,160円	2,970円	4,190円	5,670円	7,810円	9,740円	12,000円	12,060円	13,580円	15,200円	2ヶ月分	2月1日
	3月1日	1ヶ月分	350円	320円	360円	510円	550円	580円	610円	660円	850円	1,090円	1,500円	2,110円	2,840円	3,910円	4,880円	6,010円	6,040円	6,800円	7,610円	1ヶ月分	3月1日

X3 タイプ (標準補償タイプ)			年 齢																				
	中途加入日 (補償開始日)	中途加入保険料	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	中途加入保険料	中途加入日 (補償開始日)
	4月1日	1年間分	5,880円	5,350円	6,020円	8,740円	9,460円	9,870円	10,540円	11,400円	14,830円	19,100円	26,460円	37,440円	50,730円	69,980円	87,380円	107,650円	108,280円	121,950円	136,430円	1年間分	4月1日
	5月1日	11ヶ月分	5,390円	4,910円	5,510円	8,010円	8,680円	9,050円	9,670円	10,450円	13,590円	17,510円	24,260円	34,320円	46,500円	64,140円	80,100円	98,690円	99,250円	111,780円	125,060円	11ヶ月分	5月1日
	6月1日	10ヶ月分	4,900円	4,460円	5,010円	7,280円	7,890円	8,220円	8,790円	9,500円	12,360円	15,930円	22,050円	31,200円	42,270円	58,320円	72,810円	89,720円	90,230円	101,610円	113,680円	10ヶ月分	6月1日
	7月1日	9ヶ月分	4,420円	4,020円	4,520円	6,560円	7,110円	7,410円	7,920円	8,560円	11,130円	14,340円	19,850円	28,080円	38,050円	52,490円	65,540円	80,750円	81,220円	91,470円	102,330円	9ヶ月分	7月1日
	8月1日	8ヶ月分	3,930円	3,580円	4,020円	5,830円	6,310円	6,580円	7,040円	7,610円	9,900円	12,750円	17,640円	24,960円	33,830円	46,660円	58,260円	71,780円	72,190円	81,300円	90,960円	8ヶ月分	8月1日
	9月1日	7ヶ月分	3,430円	3,120円	3,510円	5,090円	5,520円	5,760円	6,150円	6,650円	8,650円	11,140円	15,430円	21,830円	29,590円	40,810円	50,970円	62,800円	63,160円	71,130円	79,580円	7ヶ月分	9月1日
	10月1日	6ヶ月分	2,940円	2,670円	3,000円	4,370円	4,730円	4,930円	5,270円	5,700円	7,410円	9,550円	13,220円	18,710円	25,360円	34,990円	43,690円	53,820円	54,140円	60,970円	68,200円	6ヶ月分	10月1日
	11月1日	5ヶ月分	2,460円	2,230円	2,510円	3,640円	3,950円	4,120円	4,400円	4,760円	6,180円	7,960円	11,030円	15,600円	21,140円	29,170円	36,410円	44,860円	45,120円	50,810円	56,850円	5ヶ月分	11月1日
12月1日	4ヶ月分	1,960円	1,780円	2,010円	2,920円	3,160円	3,300円	3,520円	3,800円	4,940円	6,370円	8,820円	12,490円	16,910円	23,330円	29,130円	35,890円	36,090円	40,650円	45,480円	4ヶ月分	12月1日	
1月1日	3ヶ月分	1,470円	1,340円	1,510円	2,180円	2,370円	2,470円	2,640円	2,850円	3,710円	4,780円	6,620円	9,360円	12,690円	17,490円	21,850円	26,920円	27,070円	30,490円	34,110円	3ヶ月分	1月1日	
2月1日	2ヶ月分	980円	890円	1,000円	1,460円	1,580円	1,650円	1,760円	1,900円	2,480円	3,190円	4,410円	6,240円	8,460円	11,670円	14,560円	17,950円	18,050円	20,320円	22,740円	2ヶ月分	2月1日	
3月1日	1ヶ月分	500円	460円	510円	740円	800円	830円	890円	960円	1,250円	1,600円	2,220円	3,130円	4,240円	5,840円	7,300円	8,980円	9,030円	10,180円	11,380円	1ヶ月分	3月1日	

W1 タイプ (女性医療特約付きタイプ)			年 齢																				
	中途加入日 (補償開始日)	中途加入保険料	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	中途加入保険料	中途加入日 (補償開始日)
	4月1日	1年間分	2,840円	2,680円	3,150円	4,890円	5,990円	6,490円	6,230円	6,460円	8,130円	10,260円	13,950円	19,230円	26,240円	37,710円	48,970円	59,910円	63,280円	70,460円	77,200円	1年間分	4月1日
	5月1日	11ヶ月分	2,600円	2,460円	2,890円	4,480円	5,490円	5,950円	5,710円	5,920円	7,450円	9,400円	12,790円	17,630円	24,060円	34,560円	44,890円	54,920円	58,000円	64,590円	70,770円	11ヶ月分	5月1日
	6月1日	10ヶ月分	2,370円	2,220円	2,630円	4,070円	4,990円	5,410円	5,200円	5,380円	6,780円	8,550円	11,630円	16,030円	21,870円	31,430円	40,810円	49,930円	52,730円	58,720円	64,330円	10ヶ月分	6月1日
	7月1日	9ヶ月分	2,130円	2,010円	2,370円	3,680円	4,500円	4,870円	4,680円	4,850円	6,100円	7,700円	10,470円	14,430円	19,690円	28,290円	36,740円	44,940円	47,460円	52,860円	57,900円	9ヶ月分	7月1日
	8月1日	8ヶ月分	1,900円	1,790円	2,110円	3,260円	4,000円	4,330円	4,160円	4,310円	5,430円	6,850円	9,310円	12,830円	17,500円	25,140円	32,660円	39,950円	42,190円	46,980円	51,470円	8ヶ月分	8月1日
	9月1日	7ヶ月分	1,650円	1,560円	1,840円	2,840円	3,490円	3,790円	3,630円	3,760円	4,740円	5,980円	8,130円	11,210円	15,310円	21,990円	28,570円	34,950円	36,910円	41,100円	45,020円	7ヶ月分	9月1日
	10月1日	6ヶ月分	1,410円	1,330円	1,570円	2,440円	2,990円	3,240円	3,110円	3,220円	4,060円	5,130円	6,970円	9,610円	13,120円	18,850円	24,480円	29,950円	31,640円	35,230円	38,590円	6ヶ月分	10月1日
	11月1日	5ヶ月分	1,190円	1,120円	1,320円	2,040円	2,500円	2,710円	2,600円	2,690円	3,390円	4,280円	5,810円	8,020円	10,940円	15,720円	20,400円	24,970円	26,370円	29,360円	32,170円	5ヶ月分	11月1日
12月1日	4ヶ月分	950円	900円	1,050円	1,640円	2,000円	2,170円	2,080円	2,160円	2,710円	3,420円	4,650円	6,420円	8,750円	12,570円	16,320円	19,980円	21,090円	23,490円	25,730円	4ヶ月分	12月1日	
1月1日	3ヶ月分	710円	670円	790円	1,230円	1,500円	1,620円	1,560円	1,620円	2,040円	2,560円	3,500円	4,810円	6,570円	9,430円	12,240円	14,980円	15,820円	17,620円	19,300円	3ヶ月分	1月1日	
2月1日	2ヶ月分	470円	440円	530円	810円	1,000円	1,090円	1,040円	1,080円	1,360円	1,710円	2,330円	3,210円	4,380円	6,290円	8,160円	9,990円	10,540円	11,750円	12,870円	2ヶ月分	2月1日	
3月1日	1ヶ月分	250円	230円	270円	420円	510円	550円	530円	550円	690円	860円	1,180円	1,610円	2,190円	3,150円	4,090円	5,000円	5,280円	5,880円	6,440円	1ヶ月分	3月1日	

病気

疾病入院保険

入院120日タイプ

団体総合生活保険医療補償(総合先進医療特約・女性医療特約付帯)

入院60日タイプについては、P35～P36に記載しております。

中途加入用 保険料表

保険料は令和6年4月1日時点での満年齢でご確認ください。

LX1 タイプ (標準補償タイプ)			年 齢																					
	中途加入日 (補償開始日)	中途加入保険料	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	中途加入保険料	中途加入日 (補償開始日)	
	4月1日	1年間分	2,440円	2,260円	2,560円	3,470円	3,680円	3,830円	4,140円	4,540円	5,860円	7,450円	10,240円	14,350円	19,410円	26,770円	33,840円	43,140円	45,120円	50,980円	57,260円	1年間分	4月1日	
	5月1日	11ヶ月分	2,240円	2,070円	2,340円	3,180円	3,370円	3,510円	3,790円	4,160円	5,370円	6,830円	9,380円	13,150円	17,790円	24,540円	31,020円	39,540円	41,360円	46,730円	52,490円	11ヶ月分	5月1日	
	6月1日	10ヶ月分	2,040円	1,880円	2,130円	2,890円	3,060円	3,190円	3,450円	3,780円	4,880円	6,210円	8,530円	11,960円	16,170円	22,310円	28,200円	35,940円	37,600円	42,480円	47,710円	10ヶ月分	6月1日	
	7月1日	9ヶ月分	1,840円	1,700円	1,930円	2,610円	2,770円	2,880円	3,110円	3,410円	4,400円	5,590円	7,680円	10,770円	14,560円	20,090円	25,390円	32,360円	33,850円	38,240円	42,950円	9ヶ月分	7月1日	
	8月1日	8ヶ月分	1,640円	1,520円	1,710円	2,320円	2,460円	2,560円	2,760円	3,030円	3,910円	4,970円	6,830円	9,570円	12,950円	17,860円	22,570円	28,770円	30,090円	33,990円	38,180円	8ヶ月分	8月1日	
	9月1日	7ヶ月分	1,420円	1,320円	1,490円	2,020円	2,140円	2,230円	2,410円	2,640円	3,410円	4,340円	5,970円	8,370円	11,320円	15,620円	19,740円	25,160円	26,320円	29,730円	33,390円	7ヶ月分	9月1日	
	10月1日	6ヶ月分	1,220円	1,130円	1,270円	1,730円	1,840円	1,910円	2,060円	2,270円	2,920円	3,720円	5,110円	7,170円	9,700円	13,380円	16,920円	21,560円	22,560円	25,480円	28,620円	6ヶ月分	10月1日	
	11月1日	5ヶ月分	1,020円	950円	1,070円	1,450円	1,540円	1,600円	1,730円	1,900円	2,440円	3,110円	4,270円	5,980円	8,090円	11,160円	14,110円	17,980円	18,810円	21,240円	23,860円	5ヶ月分	11月1日	
	12月1日	4ヶ月分	820円	760円	850円	1,160円	1,230円	1,280円	1,380円	1,520円	1,960円	2,490円	3,420円	4,790円	6,470円	8,930円	11,290円	14,380円	15,040円	17,000円	19,090円	4ヶ月分	12月1日	
	1月1日	3ヶ月分	610円	570円	640円	870円	920円	960円	1,040円	1,140円	1,470円	1,860円	2,560円	3,590円	4,850円	6,700円	8,460円	10,790円	11,280円	12,750円	14,320円	3ヶ月分	1月1日	
	2月1日	2ヶ月分	410円	380円	430円	580円	620円	640円	690円	760円	980円	1,240円	1,710円	2,390円	3,240円	4,470円	5,640円	7,190円	7,520円	8,500円	9,540円	2ヶ月分	2月1日	
3月1日	1ヶ月分	210円	200円	230円	300円	320円	330円	360円	390円	500円	630円	860円	1,210円	1,630円	2,240円	2,830円	3,610円	3,770円	4,260円	4,780円	1ヶ月分	3月1日		

LX2 タイプ (標準補償タイプ)			年 齢																				
	中途加入日 (補償開始日)	中途加入保険料	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	中途加入保険料	中途加入日 (補償開始日)
	4月1日	1年間分	4,290円	3,930円	4,520円	6,350円	6,770円	7,070円	7,680円	8,490円	11,120円	14,310円	19,880円	28,110円	38,220円	52,960円	67,090円	85,680円	89,650円	101,370円	113,920円	1年間分	4月1日
	5月1日	11ヶ月分	3,940円	3,610円	4,150円	5,820円	6,200円	6,480円	7,040円	7,790円	10,190円	13,110円	18,220円	25,760円	35,040円	48,550円	61,510円	78,540円	82,180円	92,920円	104,430円	11ヶ月分	5月1日
	6月1日	10ヶ月分	3,580円	3,270円	3,770円	5,290円	5,640円	5,890円	6,400円	7,080円	9,270円	11,920円	16,560円	23,420円	31,850円	44,130円	55,910円	71,400円	74,710円	84,470円	94,940円	10ヶ月分	6月1日
	7月1日	9ヶ月分	3,230円	2,960円	3,400円	4,770円	5,090円	5,310円	5,770円	6,380円	8,350円	10,730円	14,920円	21,090円	28,670円	39,730円	50,330円	64,270円	67,250円	76,030円	85,450円	9ヶ月分	7月1日
	8月1日	8ヶ月分	2,870円	2,630円	3,020円	4,240円	4,520円	4,720円	5,130円	5,670円	7,420円	9,540円	13,260円	18,740円	25,490円	35,310円	44,740円	57,130円	59,780円	67,580円	75,960円	8ヶ月分	8月1日
	9月1日	7ヶ月分	2,500円	2,290円	2,630円	3,700円	3,950円	4,120円	4,480円	4,950円	6,480円	8,340円	11,590円	16,390円	22,290円	30,890円	39,140円	49,980円	52,290円	59,130円	66,450円	7ヶ月分	9月1日
	10月1日	6ヶ月分	2,140円	1,960円	2,260円	3,170円	3,380円	3,530円	3,840円	4,240円	5,560円	7,150円	9,930円	14,050円	19,110円	26,470円	33,540円	42,840円	44,820円	50,680円	56,950円	6ヶ月分	10月1日
	11月1日	5ヶ月分	1,790円	1,640円	1,890円	2,650円	2,820円	2,950円	3,210円	3,540円	4,640円	5,960円	8,280円	11,720円	15,930円	22,070円	27,960円	35,700円	37,360円	42,240円	47,470円	5ヶ月分	11月1日
	12月1日	4ヶ月分	1,440円	1,320円	1,510円	2,120円	2,260円	2,360円	2,560円	2,830円	3,710円	4,770円	6,630円	9,370円	12,750円	17,650円	22,370円	28,560円	29,890円	33,790円	37,980円	4ヶ月分	12月1日
	1月1日	3ヶ月分	1,070円	980円	1,130円	1,590円	1,700円	1,770円	1,930円	2,120円	2,780円	3,580円	4,970円	7,030円	9,560円	13,240円	16,780円	21,420円	22,420円	25,340円	28,480円	3ヶ月分	1月1日
	2月1日	2ヶ月分	720円	660円	750円	1,060円	1,130円	1,180円	1,280円	1,420円	1,860円	2,390円	3,320円	4,680円	6,370円	8,830円	11,180円	14,280円	14,940円	16,890円	18,990円	2ヶ月分	2月1日
3月1日	1ヶ月分	370円	340円	390円	540円	580円	600円	650円	720円	940円	1,200円	1,670円	2,350円	3,200円	4,420円	5,600円	7,150円	7,480円	8,460円	9,500円	1ヶ月分	3月1日	

LX3 タイプ (標準補償タイプ)			年 齢																				
	中途加入日 (補償開始日)	中途加入保険料	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	中途加入保険料	中途加入日 (補償開始日)
	4月1日	1年間分	6,140円	5,600円	6,490円	9,230円	9,860円	10,310円	11,230円	12,440円	16,390円	21,160円	29,530円	41,860円	57,040円	79,140円	100,350円	128,230円	134,190円	151,750円	170,590円	1年間分	4月1日
	5月1日	11ヶ月分	5,630円	5,140円	5,950円	8,460円	9,040円	9,450円	10,300円	11,410円	15,020円	19,400円	27,060円	38,380円	52,290円	72,550円	91,990円	117,540円	123,000円	139,100円	156,380円	11ヶ月分	5月1日
	6月1日	10ヶ月分	5,130円	4,670円	5,400円	7,690円	8,210円	8,590円	9,360円	10,370円	13,660円	17,640円	24,600円	34,890円	47,530円	65,960円	83,620円	106,850円	111,820円	126,460円	142,160円	10ヶ月分	6月1日
	7月1日	9ヶ月分	4,620円	4,210円	4,880円	6,930円	7,410円	7,740円	8,430円	9,340円	12,290円	15,880円	22,150円	31,410円	42,790円	59,360円	75,270円	96,170円	100,650円	113,820円	127,950円	9ヶ月分	7月1日
	8月1日	8ヶ月分	4,110円	3,750円	4,330円	6,160円	6,580円	6,880円	7,490円	8,300円	10,930円	14,120円	19,690円	27,910円	38,040円	52,770円	66,910円	85,500円	89,460円	101,170円	113,740円	8ヶ月分	8月1日
	9月1日	7ヶ月分	3,580円	3,270円	3,780円	5,380円	5,750円	6,010円	6,550円	7,250円	9,560円	12,340円	17,220円	24,420円	33,270円	46,170円	58,530円	74,800円	78,270円	88,520円	99,500円	7ヶ月分	9月1日
	10月1日	6ヶ月分	3,070円	2,800円	3,240円	4,610円	4,930円	5,150円	5,610円	6,220円	8,190円	10,580円	14,750円	20,930円	28,510円	39,570円	50,170円	64,110円	67,090円	75,870円	85,290円	6ヶ月分	10月1日
	11月1日	5ヶ月分	2,560円	2,340円	2,710円	3,850円	4,110円	4,300円	4,690円	5,190円	6,830円	8,820円	12,300円	17,450円	23,770円	32,980円	41,820円	53,430円	55,920円	63,230円	71,080円	5ヶ月分	11月1日
	12月1日	4ヶ月分	2,050円	1,870円	2,160円	3,080円	3,290円	3,440円	3,750円	4,150円	5,470円	7,060円	9,850円	13,960円	19,020円	26,380円	33,460円	42,740円	44,730円	50,590円	56,860円	4ヶ月分	12月1日
	1月1日	3ヶ月分	1,540円	1,400円	1,630円	2,310円	2,470円	2,580円	2,810円	3,110円	4,100円	5,290円	7,390円	10,470円	14,260円	19,790円	25,090円	32,060円	33,550円	37,940円	42,650円	3ヶ月分	1月1日
	2月1日	2ヶ月分	1,030円	940円	1,080円	1,540円	1,650円	1,720円	1,870円	2,080円	2,740円	3,530円	4,920円	6,980円	9,510円	13,200円	16,720円	21,380円	22,370円	25,290円	28,430円	2ヶ月分	2月1日
3月1日	1ヶ月分	520円	470円	560円	780円	830円	870円	950円	1,050円	1,370円	1,770円	2,470円	3,500円	4,770円	6,600円	8,380円	10,700円	11,190円	12,660円	14,230円	1ヶ月分	3月1日	

LW1 タイプ (女性医療特約付きタイプ)			年 齢																				
	中途加入日 (補償開始日)	中途加入保険料	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	中途加入保険料	中途加入日 (補償開始日)
	4月1日	1年間分	2,930円	2,760円	3,310円	5,050円	6,160円	6,720円	6,580円	6,980円	8,970円	11,430円	15,710円	21,840円	30,190円	43,910円	58,700円	74,870円	83,090円	95,050円	107,350円	1年間分	4月1日
	5月1日	11ヶ月分	2,680円	2,530円	3,030円	4,630円	5,640円	6,160円	6,020円	6,390円	8,220円	10,480円	14,390円	20,010円	27,670円	40,250円	53,810円	68,620円	76,160円	87,130円	98,410円	11ヶ月分	5月1日
	6月1日	10ヶ月分	2,450円	2,290円	2,760円	4,210円	5,130円	5,600円	5,480円	5,810円	7,470円	9,520円	13,090円	18,200円	25,150円	36,600円	48,920円	62,380円	69,240円	79,210円	89,460円	10ヶ月分	6月1日
	7月1日	9ヶ月分	2,200円	2,070円	2,490円	3,800円	4,630円	5,050円	4,940円	5,240円	6,730円	8,570円	11,780円	16,380円	22,640円	32,950円	44,040円	56,160円	62,320円	71,290円	80,520円	9ヶ月分	7月1日
	8月1日	8ヶ月分	1,960円	1,850円	2,210円	3,370円	4,110円	4,490円	4,380円	4,650円	5,980円	7,620円	10,480円	14,560円	20,130円	29,290円	39,140円	49,920円	55,400円	63,370円	71,580円	8ヶ月分	8月1日
	9月1日	7ヶ月分	1,700円	1,610円	1,930円	2,940円	3,590円	3,920円	3,830円	4,060円	5,220円	6,660円	9,160円	12,740円	17,610円	25,620円	34,240円	43,670円	48,470円	55,440円	62,610円	7ヶ月分	9月1日
	10月1日	6ヶ月分	1,460円	1,380円	1,650円	2,520円	3,080円	3,360円	3,280円	3,490円	4,470円	5,710円	7,840円	10,910円	15,090円	21,950円	29,350円	37,420円	41,540円	47,520円	53,670円	6ヶ月分	10月1日
	11月1日	5ヶ月分	1,220円	1,160円	1,390円	2,110円	2,570円	2,800円	2,740円	2,910円	3,740円	4,770円	6,550円	9,100円	12,580円	18,300円	24,470円	31,200円	34,630円	39,600円	44,730円	5ヶ月分	11月1日
12月1日	4ヶ月分	980円	930円	1,100円	1,690円	2,060円	2,240円	2,190円	2,330円	3,000円	3,820円	5,240円	7,290円	10,060円	14,650円	19,580円	24,960円	27,690円	31,690円	35,790円	4ヶ月分	12月1日	
1月1日	3ヶ月分	730円	690円	830円	1,270円	1,540円	1,680円	1,650円	1,750円	2,250円	2,850円	3,930円	5,460円	7,540円	10,990円	14,680円	18,720円	20,770円	23,770円	26,840円	3ヶ月分	1月1日	
2月1日	2ヶ月分	490円	460円	560円	840円	1,030円	1,120円	1,100円	1,170円	1,500円	1,900円	2,620円	3,640円	5,040円	7,330円	9,780円	12,480円	13,850円	15,840円	17,890円	2ヶ月分	2月1日	
3月1日	1ヶ月分	250円	240円	290円	430円	530円	570円	560円	590円	760円	960円	1,320円	1,830円	2,530円	3,670円	4,900円	6,250円	6,940円	7,930円	8,950円	1ヶ月分	3月1日	

傷害保険
疾病入院保険

用語集



ア	医学的他覚所見	レントゲン検査、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師等	法令に定める医師および歯科医師または当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
	後遺障害	身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、次のア.またはイ.に該当するものをいいます。 ア.基本条項別表に掲げる後遺障害 イ.基本条項別表に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、当社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認めたもの
カ	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（*1）、ジャイロプレーンをいいます。 （*1）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
	公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア.健康保険法 イ.国民健康保険法 ウ.国家公務員共済組合法 エ.地方公務員等共済組合法 オ.私立学校教職員共済法 カ.船員保険法 キ.高齢者の医療の確保に関する法律
	告知事項	危険（*1）に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当社が告知を求めたもの（*2）をいいます。 （*1）危険とは、損害もしくは傷害の発生または疾病の発病の可能性をいいます。 （*2）他の保険契約等に関する事実を含みます。
サ	再取得価額	保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
	財物	財産的価値のある有体物（*1）をいいます。 （*1）有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害（*1）で、医師等によりその発病が診断されたものをいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを含みません。 （*1）正常分娩は除きます。
	修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態（*1）に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害が生じた物の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたとときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 （*1）構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。
	手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
タ	傷害(ケガ)	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（*1）を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のない傷害（*2）を含みません。また、日焼け、熱中症、しもやけ、凍傷、靴擦れ、腱鞘炎等の職業病、テニス肘、テニス肩等のスポーツ障害のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払いの対象となりません。保険金のお支払いの対象となっていない身体に生じた障害や病気やケガ(骨粗しょう症・疲労骨折・四十肩等)の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。 （*1）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 （*2）その症状の原因が何であるかによりません。

サ	書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者（*1）または3親等内の姻族をいいます。 （*1）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
	身体障害	傷害または疾病をいい、この場合の傷害には傷害の原因となった事故を含みます。
	船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
タ	損壊	滅失（*1）、破損（*2）または汚損（*3）をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。 （*1）滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取、横領を含みません。 （*2）破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。 （*3）汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
	通院	医師等による治療（*1）が必要であり、病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療（*1）を受けること（*2）をいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのもの等は含みません。 （*1）当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 （*2）医師等による往診を含みます。
	同居	同一家屋（*1）に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱いいます。 （*1）建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。ただし、マンション等の集合住宅や、建物内に複数の世帯が居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。
ナ	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	入院	医師等による治療（*1）が必要であり、自宅等（*2）での治療が困難なため、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に入り、常に医師等の管理下において治療（*1）に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含みません。 （*1）当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 （*2）老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。
	日帰り入院	日帰り手術のため1日のみ入院と同じような形で病室を使用した場合など、入院したその日に退院した場合は日帰り入院となります。 （診療報酬明細書や治療状況記入書または領収書等の入院料欄への記載・請求の有無で判断されます。）
	被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。傷害補償基本特約、医療補償基本特約においては、保険の対象となる者をいいます。
ハ	病院等	病院または診療所をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア.医療法に定める日本国内にある病院または診療所（*1）。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設または介護医療院を除きます。 イ.上記ア.と同程度と当社が認めた日本国外にある医療施設 （*1）四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当社が認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。また、一般的に言われる「ホスピス」とは、例えばがん等の緩和ケア治療を行う医療施設を指します。約款上の支払要件（治療を目的としていること等）を満たし、その医療施設が医療保険やがん保険の約款で定める病院または診療所（医療法に定めるもの）に該当する場合に、ご請求いただけます。
	未婚	これまでに一度も法律上の婚姻歴がないことをいいます。
	無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。

傷害保険 疾病入院保険 よくいただくご質問にお答えします！

当社ホームページの
「よくあるお問い合わせ (FAQ)」も
ご参照ください。



共通編

Q1 保険料の支払い方法を変更することはできますか？

A1 変更いただけません。登録いただいております加入者様名義の口座より毎年6月に年間保険料を一括でお引落しさせていただきます。
※中途加入・追加加入の場合は、補償開始月の翌々月にお引落しさせていただきます。
※分割払、また現金・クレジットカードのお取扱いはありません。

Q2 海外での入院・通院は対象になりますか？

A2 対象となります。ただし医療法に定める日本国内にある病院、または診療所と同等と保険会社が認めた医療施設における入院・通院に限ります。また、ご請求時は領収書等、入・通院の証明のご提出が必要です。
※**海外永住される方は加入いただけません。**海外永住とは保険期間中の生活拠点が海外にある場合や帰国予定がない場合等を示します。

Q3 保険期間中に補償内容の変更をすることは可能ですか？

A3 募集期間を除く保険期間中途でのお申し出による補償額（保険金額）の変更（増額・減額 等）はできません。

傷害保険（ケガ）編

Q1 整体やマッサージは通院保険金の対象になりますか？

A1 お支払条件は「医師の治療を受けること」で、「医師」とは医師法にいう医師を指しますが、保険会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術も通院保険金の対象となります。「鍼灸、マッサージ、指圧等」は医師の指示に基づき、医師の管理下において施術された場合のみお支払対象となります。なお、「整体術やカイロプラクティック等」の民間の資格に基づき行われる医業類似行為はお支払対象外です。

Q2 むち打ちのように、主として自覚症状によるものはどうなりますか？

A2 「頸部症候群（いわゆるむち打ち症）や腰痛等」については「**急激かつ偶然な外来の事故**」によって加わった衝撃と身体に現れた症状が一致し、かつ、症状を裏付けるに足る「**医学的他覚所見**」が認められるものが保険金お支払対象となります。

＜医学的他覚所見＞
神経学的検査またはレントゲン、MRI、CT、筋電図等の諸検査により、異常所見が認められたものをいいます

Q3 リハビリは対象になりますか？

A3 温熱・温熱療法および運動・理学療法などリハビリのための通院については医師等の治療を必要としている期間分のみお支払対象となります。

Q4 既往症がある場合はどうなりますか？

A4 既往症があり、その影響でケガの程度が重くなった場合は、**その既往症に影響されたと判断できる部分を除いた部分がお支払対象となります。**

＜影響を受けやすい既往症例＞
糖尿病、脊柱管狭窄症、変形性膝関節症、骨粗しょう症、リュウマチ症 等

Q5 虫刺され（蜂やアブ、毛虫やムカデ等）の治療は対象になりますか？

A5 ケースによります。蚊やイエダニのように日常的に生じる虫刺されの場合は「偶然性」を欠くため、お支払対象外です。
ヤマダニ、マダニはお支払対象です。

Q6 骨折してギプスを装着しています。装着している間、通院していると見なされますか？

A6 実際に通院していない場合でも、保険会社所定の部位を保険会社の認めたギプスで固定していれば、その装着期間を通院期間と見なすことがあります。詳しくはP11～12をご確認ください。

Q7 1日に数回通院した場合の通院保険金はどうなりますか？

A7 1日に、同じ病院に2回通院したり、複数の病院へ通院されても、1日分の通院保険金のお支払となります。

Q8 いつから通院保険金の支払限度日数は30日となりましたか？

A8 平成27年3月末までの事故は通院保険金の支払限度日数は事故日からその日を含めて180日以内の90日が限度でしたが、平成27年4月1日以降の事故は通院保険金の支払限度日数は事故日からその日を含めて180日以内の30日が限度となりました。

Q9 天災危険補償あり(E・F)タイプの『天災危険』とはどういったことを指しますか？

A9 天災危険補償とは、地震・噴火・またはこれらによる津波によるケガへの補償です。台風、集中豪雨、竜巻によるケガは天災危険補償なし(A・B)タイプでも保険金のお支払が可能です。

傷害保険（個人賠償責任補償）編

Q1 自転車で人に接触してケガをさせてしまった場合、対象になりますか？

A1 **対象となります。**ただし状況に応じてお互いに責任（過失）が発生するケースもありますので、その場合は責任（過失）割合分についてのお支払いとなります。
※他に同種の保険を契約されている場合であっても、保険金は重複したお支払いにはなりません。
※**電動アシスト自転車、車いす（電動、手動）、シニアカーによる場合も補償の対象です。**

Q2 受託品とは、どのようなものになりますか？

A2 日本国内において、人から借りたものを指します。
※**タブレット端末、ノート型パソコン、スマートフォン、携帯電話、メガネ、サングラス、コンタクトレンズ、自転車、自動車等は含まれません。**

Q3 地震により住宅の瓦が落下し、通行人にケガをさせた場合は対象になりますか？

A3 地震もしくは噴火、またはこれらによる津波によって生じた損害は、法律上の損害賠償責任を負わないため、補償の対象となりません。
※天災危険補償あり(E・F)タイプにご加入の場合も、賠償事故については対象となりません。

傷害保険（携行品補償）編

Q1 腕時計を飲食店に置き忘れて見つからない場合、対象になりますか？

A1 **置き忘れ、紛失は対象となりません。**盗難は対象となりますが、警察への盗難届の提出が必要です。

Q2 対象となる主たる携行品を教えてください。

A2 対 象 品：カメラ、カバン、洋服、釣り具、ゴルフ用品、テニス用品、補聴器、車いす（電動・手動） 等
対象外品：タブレット端末、ノート型パソコン、スマートフォン、携帯電話、メガネ、サングラス、コンタクトレンズ、自転車、入れ歯 等
※自然の消耗や劣化、カビや腐食、ひび割れ等が原因や外観だけの傷で機能に問題がない場合はお支払対象外です。



Q3 実際のお支払事例を教えてください。

事例：旅行先で時価25,000円のカメラを落として破損。修理費が10,500円生じた。

A3 10,500円（修理費）－ 5,000円（自己負担額）＝ 5,500円

なお、被害物の修理費用または時価（現時点での価値）のいずれか低い方が限度となります。同品を現時点で再購入した際の価格（再取得価格）ではありませんのでご注意ください。保険金は、保険期間（1年間）を通じて、10万円を限度にお支払いします。

Q4 自宅内でカメラを落として破損してしまった。対象になりますか？

A4 自宅建物内での破損は対象外です。自宅建物から出た場所で発生した損害がお支払対象になります。

疾病入院保険編

Q1 支払った保険料は保険料控除の対象となりますか？

A1 疾病入院保険の保険料は「新契約・介護医療保険料控除」の対象です。傷害保険は対象外です。（令和5年8月現在）
疾病入院保険加入者さまには、〈保険料控除のご案内〉（地震保険料・生命保険料控除申告用のご通知（兼保険料控除証明書））のハガキを毎年9月末頃に保険会社より発送させていただきます。

Q2 1回の入院限度日数について、一旦退院した場合の考え方はどうなりますか？

A2 退院後に同じ疾病が原因で再入院した場合は、その前の入院と合わせて1回の入院とみなし、合計で60日または120日限度で保険金をお支払いします。ただし、前回の入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は前の入院とは異なる入院と見なしますので、限度日数の計算上、前回の入院日数とは合計されません。※P24をご参照ください。

Q3 『検査入院』は入院保険金の対象になりますか？

A3 医師の指示による検査入院は、治療を目的とした入院となるため、お支払対象となります。ただし実際のお支払可否は、検査入院をした経緯の詳細や、提出いただく書類を基に個別に判断させていただきます。
なお、健康管理を目的とした「人間ドック」「定期健診」などの入院は、治療を目的としないため対象外です。

P1～ お手続きの流れ	共通
P3～ ご案内	

P7～ 補償内容	傷害保険
P9～ 補償額と保険料	
P9～ 加入できる方の範囲	

P11～ 補償の概要	疾病入院保険
P13～ 補償内容	
P15～ 補償額と加入できる方の範囲	

P17～ 保険料	共通
P19～ [重要] 健康状態等に関するご質問	
P23～ 告知の大切さについて	

P25～ 補償の概要	共通
P27 女性疾病等の一例	

P28～ 重要事項説明書	共通
P32 個人情報の取扱い	

P33～ 中途加入用保険料表	共通
P39～ 用語集	

P41～ Q & A	共通
---------------	----